

新聞切

朝鮮關係

P

政治

昭和三年  
昭和四年

YY

H3(1)

P. 政治

昭和三年  
昭和四年

# 朝鮮勞農總同盟の

## 巨頭等檢束さるる

日

スポーツ研究と見せかけ京

4.24

### 秘密裡に赤い宣傳

新義州署警部補は數日前重大なる使命を帯びて來城、警察部高等、刑事課の應援の下に府内各思想團體或は主義者等の家宅捜査を行つてゐたが、俄然檢束の手は延び朝鮮勞農總同盟中央執行委員李丙儀、同吳相哲および朝鮮青年總同盟朴衡秉の三名を檢束し廿二日午後八時發の特急で歸任したが、警部補は朝鮮第一次共產黨、高麗革命黨員を檢束して鬼澤官の名を馳せた敏威家で今回の檢束も各方面から重大視されてゐるが、仄聞するにこれけ這般の第一乃至第三次共產黨とは全然別個の秘密結社で東京に「朝鮮運動社本部」なる如何にも純粹なるスポーツ研究團體の如く見せかけた看板を掲げ、内實は共產主義を奉ずる連中を集めひそかに、共產運動をなしてゐたものであり、房賢の端緒はロシアの國際共產黨本部に運動費を講求すべく新義州を通過せんとして逮捕されたもので目下新義州署には十名を留置してゐるが、京城においても前記三名の外四、五名の容疑者があるが何れも檢束の手下ると見て何れへか逐電したあとであり容疑者はなほ各地に散在しおる模様で事件は益々擴大するものと見られてゐる。

# 各道の高等課長に

## 警視視を増員する

追加豫算四十餘萬圓で

### 思想取締に力を注ぐ

5.11日

特別警備は追加豫算として提出した總督府の思想取締り費四十一萬圓の使途は内卅五萬圓が警務局にして残り六萬圓が法務局である警務局側における費途は

- ▲圖書課事務官一名、通譯生二名 屬一名増員
- ▲地方廳警視八名、警部五名、出版物取締警部三名、警部補二十六名、巡查六十五名、その他四名増員
- ▲巡查講習所に一萬二千圓の増額
- ▲保安課 事務官一名、屬二名、雇員屬託若干名増員
- ▲海外派遣員 事務官二名、通譯生三名、雇員五名増員

等にして、保安課の擴張は査察機關の蒐集その他地方機關の充實に伴つたもので海外派遣員は主として滿洲に派遣され情報の機關の充實を意味し圖書課の充實は新聞、雜誌、通信等の取締りに萬端なきを期するもので地方廳にあつては高等課長が現在京畿、平北、慶南等が警視課長であるのを更に道を警視課長とするもので、その他道高等課、警察署の高等課を充實するため警部補、巡查等百余名

を増加し、出版物取締警部は京城以外の地にあつて全幹主要都市に配置し地方における取締りを期するものである、

巡查講習所の充實は主として思想方面の取締りに従ふ警務官養成に當てるものである

法務局側における六萬圓は思想專門檢事五名を増員し京城、平壤大邱等の主用裁判所に配置しまた刑務所の看守長二名看守若千も増員するものである

# 止むなく處分

## 鮮日紙停止で

淺利警務局長語る

既報の通り朝鮮日報を以て月八日迄に於て十九回の差押と發行停止處分に附せられ指令は即日京畿道警察部長より代表者に手交したが此の斷乎たる處分を敢行した理由に就き淺利警務局長は語る。一朝鮮日報は去る大正十四年九月勞農露國と朝鮮の政治といふ題

下に發行停止處分に附せられたが當時赤化記者を臆首し内容を改めて漸く十月に停止處分解除を受けたものであるが彼が第一二次朝鮮共產黨に連座した記者多數を出したのみならず大會禁止となつた新幹會の幹部が同社の幹部であり不穩言動のあつた地方支會の中心人物はすべて同社支局員であつた従つて新聞の記事論調は常に狂激に失

し大正十五年度五十三回昭和二年度五十五回の差押處分を十數回の戒告を受け本年に入つても五

月八日迄に於て十九回の差押と數回の戒告を受けてゐるにも係はら

ず食言的態度を改めず殊に昨春五月從來の不穩記事を描擄して將來を戒告し統治の大方針を否定せんとする從來の態度を改めずんば新聞自體の存在を否認の止むなきを聲明したに係はらず昨年七月の帝王の凋落、十月勞農露國、革命記念、十一月革命十周年の露國本年一月保釋運延の犠牲等々の記事を附け附し革命を禮讚し赤化をせらうと宣傳するが如き、記事を描擄し發行責任者は司法處分に附せられたにも係らず豪も反省する處なく殊に五月八日の濟南事件の壁上觀と題する記事は我國今次の出兵を帝國の侵略的野望であると非難し神人共に許さざる濟南の暴虐は殆ど記事として顧みず故意に國民をして出兵の眞意を誤らしめ國威を中外に傷けんとするに外ならぬので止むを得ず過去の一切を歴史的綜合的にも鑑み最後の反省を促すべく發行停止處分に附した次第であります

# 合同運動を 禁止さる

## 朝鮮青年運動の 集會を鐘路署から

朝鮮における青年運動の統一、各分派團體の合同は、何事かを畫策する一部有力者間に早くより提唱されてゐたが、各派間の情實その他に起因する暗闘のため實現されなく見られてゐたが、最近に至り或種の諒解が動機となつて著しく合同の機運を早め、まづその手はじめとしてソウル青年會並青年會といふ十余年の歴史を有する有力團體をはじめとして京城十七ヶの青年團が全部解散し廿日午後九時より天道教記念館にその幹

部役員等四百名が参集し京城をうつて一丸とする京城青年同盟の創立總會を開催しつゝあつたが鐘路署では綱領行動を不逞と認め廿一日朝野手として集會の禁止を命じた

### 前日は 採める

#### 續開の筈を 禁止さる

二十日府内十七個の青年團體を解

體した幹部役員等四百余名は個人の資格をもつて同夜九時天道教記念館に集會したが、これは朝鮮青年同盟の主旨に基づき新に、府内の各青年團體をうつて一丸とする京城青年同盟をおこさんとする創立總會で、從來の分散的組織およびその運動方法が目的を達成せしむる上に薄弱なるを自覺し、あらゆる情實暗闘を排して單一青年運動を起こさんとする前提であり、府郡、面には同趣旨を奉ずる同盟、或は班の如き細胞團體を置いて全鮮的青年單一運動を起こす計畫で、京城がその機を垂れんとした譯である。同夜はまづ各團體の解散宣言を發表した後、元ソウル青年會執行委員朴鳳龍司會の下に開會を宣し、經過報告、行動綱領の發表後議事に入らんとしたが、たま〜入會運動者のことから紛擾起り約二時間をもめ抜いた後、句有耶無耶のうちに午前二時頃散會、廿一日夜引き続き開會するはずであつたが鐘路署に提出した十二項の綱領全部が法律に反し社會の安寧秩序を害するものなるにつき同署では朴鳳龍、魚龜善の幹部を廿一日午前十時召集し集會の禁止を命じた。よつて府内各青年會の解散は實現したが京城青年同盟は、いまだ未成立のまゝである

# 時節がら 非常な緊張

## 全道警察部長會議

### けふの第一日

各道警察部長會議は二十八日午前九時より總督府第一會議室において後利警務局長總裁のもとに開催

田中京畿、上内忠北、佐伯忠、河野全北、松下全南、美原豊北、伊達豊南、佐々木黄海、石本平南、石田江原、鹿野成南、阿部成北の十二道警察部長（平北は支那馬賊事件のため缺席し警務部長代理出席）△内地側内務省書記官鈴木壽男、警視廳特高課長藤原三、兵庫縣警察部長上政信、山口縣警察部長近藤俊介、福岡縣特高課長武政隆の五氏會同出席し總督府より警務局長以下警務局長、事官、關係局長、中村高等法院檢察長その他出席し軍部關係より寺内軍參謀長、日下部憲兵司令官その他出席し山梨總督、池上政務總監も臨席した開會へき頭山梨總督の訓示を興へ池上政務總監、後利警務局長の訓示を終り正午休憩午後一時半再開後利警務局長の指示事項諮問事項審議があり午後四時第一日終了したが新任總督、總督着任第一回の會同であるかと思ふ想取締支那馬賊事件等時節警察界多事の折柄今次の會同も例年にならぬ緊張味を示してゐた

## 總監訓示

不肖政務總監の任に膺り茲に初めて各位と會同し親しく所懐を述べの機會を得ましたことは洵に欣快とする所であります。顧みますれば本府始政以來各般の施設は著著進捗し以て今日の如き文化の發展を致し治安の維持を成しましたことは畢竟各位が多年奮勵努力せられたる結果に外ならぬことと考へまして、茲にその功績

あります。然しながら近時社會の變遷に伴うて警察事務は益々多岐に互り殊に思想の傾向は愈々複雑を極むることとなりました。この實情に徴しますれば到底現状に妥協たるを許さぬものがあるものであります。各位は宜しくこの情勢を察し、克く部下の教養訓練に努め、時代に適應したる頭敏なる警察官を育成すると共に一面各員の責任觀念を喚起し、各自の所管區内の事項一關しては擧げてその責に任ずるの決心を盡はれ、且上下隣接互に連絡を緊密にし以て警務の向上遂行を圖られたいのであります。申す迄もなく治安の確保は百政の基礎を爲すものであります。殊に發展の道程に在る朝鮮においては最もこの感に深うするのであります。但し各位は又警察本然の治安維持に任ずるは勿論産業その他各般の施設に對しても克く總督府の援助を加へこれが圓滿なる發達を圖り以て統治全般の實績擧揚に寄與するに努められたいのであります。尙この機會において二三項に分つて所懐を述べ各位の厲行を煩はしたく思ふのであります。

### 一 綱紀の振肅

綱紀の振肅に關しましては既に著任の當初訓示する所あり各位亦克く意を茲に用ひられつらあることと思ふのであります。近時綱紀を紊り甚しきに至つては刑辟に觸れる者も出ました。これは洵に遺憾に堪へない所であり、申す迄もなく規律は國政運用の樞軸であり、一般官公吏の生命であります。就中社會の非違を糾すを以てその職責とする警察官吏は居常最も嚴肅なる規律の下に行動し些の弛緩をも許さぬのであります。若し警察官吏にして綱紀を紊り、社會の儀表たるの自覺を失ふに於いては國家の治安は到底望むことが出来ぬのであります。各位は深く思を茲に致しその職司の重大なるに鑑み、下の監督指導に細心の注意を拂ひ、苟もその非行失態に對しては寸毫の、なく斷乎たる措置を執り以て綱紀を振肅するや努力せられんことを希望致します。

# 山梨總督の訓示

警察部長會議に於ける

を致すべき盛饒なり各位はこの際事務の刷新及能率の増進を圖り以て多岐なる醫務の遂行に遺憾なきを期すべし

保健衛生に關する施設は年を逐うて改善せられ診療機關亦普及しつゝありと雖未だ所期におよばざること遠く將來企畫を要すべきもの少しとせず殊に常に傳染病の如き近時禽痘を極め毎年多數の患者を出し處に民力の疲弊を招き國家の發展を阻みつゝあるは洵に憂慮に堪へざる所なり各位は一層奮勵傳染病に對する措置を旨め保健衛生に關する諸般施設の改善擴充を期すべし

先部下の指導訓練に當り一般警察官吏の敬養と士氣の振擡に努め且

を致すべき盛饒なり各位はこの際事務の刷新及能率の増進を圖り以て多岐なる醫務の遂行に遺憾なきを期すべし

保健衛生に關する施設は年を逐うて改善せられ診療機關亦普及しつゝありと雖未だ所期におよばざること遠く將來企畫を要すべきもの少しとせず殊に常に傳染病の如き近時禽痘を極め毎年多數の患者を出し處に民力の疲弊を招き國家の發展を阻みつゝあるは洵に憂慮に堪へざる所なり各位は一層奮勵傳染病に對する措置を旨め保健衛生に關する諸般施設の改善擴充を期すべし

先部下の指導訓練に當り一般警察官吏の敬養と士氣の振擡に努め且

道警察部長の會同に際し茲に觀るの實情に在り殊に國外における不逞輩の如き或は獨立を標榜し或は共產主義を高唱し時に兇暴なる手段に訴へ民心の騷亂を企つる等とす然れども列下の財政は軍務の時勢の推移と思想の變遷に伴ひ露軍事務は日を逐うて煩雜に赴かん

に在り各位は此等の所爲に對し斷乎たる措置、出で非運を糾彈する

に在り各位は此等の所爲に對し斷乎たる措置、出で非運を糾彈する

に在り各位は此等の所爲に對し斷乎たる措置、出で非運を糾彈する

に在り各位は此等の所爲に對し斷乎たる措置、出で非運を糾彈する

# 朝鮮議會

## 請願運動

朝鮮から代表上京し

政府に直接膝詰談判

30

5.

我等に参政權を與へよと絶叫して合理あるとなし最近火蓋を切つ  
 起る國民協會一派の朝鮮人参政權請願運動に刺戟され朝  
 鮮議會請願運動開始され近く代表  
 會毎に代表を東京へ派し運動を續  
 けて來たが普選から更に婦選に移  
 らんとする劃期的時代今尙ほ新附  
 同胞に参政權を附與せられぬは不  
 起すと

副島伯の自治論の根本を考察し

同化政策の研究を提唱す (三)

◇……羅馬大帝國の衰頹せし歴史を見よ……◇

京城

草 莽 學 人

不肖は博物學者でもなければ、生理學者でもないから、其の適確なる理由を發見することは出来ないが、それは共通的感情や思想、傳説を異にし、風俗習慣を異にし、遺傳的信仰の連鎖が無くて、別箇に形成せる魂が接觸するからであらうと考へられる。

佛蘭西の學者故チエソ  
ン氏は、統計を立てて曰く、

「佛蘭西には毎百年を三代の割合にて、吾々各個人の血脈中には、少なくとも一千年間に於ける二千萬人の血を留存すべしと云ふ、されば同一の土地同一の郡縣の一切住民は必然的に其の祖先を同一にし、同一の土を以て、塑造せられ、同一の印象を刻して、己れ自らも最終の一環たるに過ぎざるこの長大なる連鎖によりて、絶へず普通主性に歸着せしめらるものなり、

吾人はわが父母の子たると同時に、わが種族の子なり、郷土を以て吾人の第二の母と爲す所のものは、管に感情のみに非ず生理も遺傳も亦然り」  
と論じて居る、之は實に同化論者の等閑に付す可からざる哲理であらねばならぬ。

齋藤子は、

「日本内地に於て金さか高さか何さか名乗つて居る家族を尋ねれば、大抵朝鮮から渡來して居る、而して其の人が、何等の相違もなく立派なる、日本人と爲つて、混血兒と云ふ痕跡は少しも認められぬ、蓋し其の容貌、骨格、血涙まで其の源は同一にして、少なくとも頗る同化し易き自然の天賦に由るものたるは疑ひを容れざる所である」

と云はれしが、古へ以來朝鮮民族の血統は混入して居ることは否認はせんぬが、

我大和民族の中に混入せる僅少の朝鮮人の血統は、國土自然の雄美と秀麗とに醇化され、日本の大民族に訓練されて、二五百年來、或は一千二百年來立派に進化されて、日本民族として其の血統を共通し、種族魂即ち大和魂に醇化せられたる血統を構成して居る。

大陸半島の朝鮮人も山川風土と其の氣圍氣に因りて立派に一種族の血統を垂れて長生瀟瀟して居る。

往年醫學博士小藤文次郎氏は、日本人が感激性に富むは、海島中大氣の濃厚に因り、大陸の支那朝鮮人が感激性に乏しきは、大氣の稀薄から來て居ると云つたことを記憶して居る、眞に左様であるかも知れぬ。

然らば日本民族の血統も朝鮮民族の血統は分立二千萬六百年間に於て、其の國土山川の秀麗と、大氣の濃厚と、其の山川の平凡と、大氣の稀薄とに因り、或は

其の民族の精神的鍛錬を、  
 否らざるに因りて、全然  
 分離したる別箇の血統を垂  
 れ、其の民族魂を養成した  
 のである、日本人が世界的  
 比類なき大和魂の集團的  
 「力」を有し、地球上の  
 民族が、今日我大和魂を賞  
 讃する所のものは、其の純  
 柄氣血の凝結したるものが  
 返傳ミ精練ミ歴史に因て、  
 進化されたるものにして、  
 即ち武士道ニなり、任俠道  
 となつたのである。

按ずるに、神代に於ては  
 同一國の民族であつた内鮮  
 八も、數千年の長き歲月の  
 間に於て、大和魂と朝鮮魂  
 とは積極ミ消極ミ背進してし  
 むつたをとして日本人と朝鮮  
 人は容易に改竊同化し難  
 き民族性を育成した、特に  
 不正八年の騷擾以來は、民  
 族魂の背進は激甚である。

此の民族魂の相違、換言  
 すれば血統の相違が、兩民  
 族同化難の最大原因である  
 之を結婚政略に依りて適化

し、同化しやうにしても、  
 それは當局が同化の理想に  
 過ぎずして、言ふ可くして  
 行はれまい、而して其の人  
 情風俗習慣の異なる點に於  
 て、現在の如く、結婚して  
 は離婚し、離合集散は免か  
 れ能はず、此の方面に内鮮  
 人男女ミ其の家庭に於て、  
 其の離婚より來る著しき溝  
 渠の築かる、こゝは必定で  
 ある、不肯は今内鮮人の結  
 婚の悲慘なる一例を擧げる  
 であらう。

茲に京城に一人の朝鮮人  
 紳士あり、今其の名を秘す  
 今を距るこゝ十幾年前、内  
 地に留學して一人の内山人  
 を娶つた、爾來數人の兒を  
 生むミ雖も入籍せず、近年  
 若き朝鮮夫人を娶り、十數

年同居して數人の兒を擧げ  
 たる内地夫人は之を別居し  
 て圍ひ物ミした。

其の人は妾ミして遇せら  
 るるの冷酷に堪へず、其の  
 内地人夫人は前年數兒を遺  
 し、一人の乳兒を以て入  
 水自殺をしてしまつた、其  
 の遺書に葬式は本宅より發  
 し呉れよとありたるも、其  
 の夫君は十數年同棲の夫人  
 の遺書をも尊重せずして、  
 之を別居の圍ひ家より葬送  
 した、其の夫君は人に優れ  
 し嚴者である、冷淡水の如  
 く悲慘言語に絶した行爲で  
 はないか。

夫人の靈魂今尙其の本邸  
 に飄蕩せむ、之れ實に風俗  
 習慣人情の相違ミ、其の懸

情の非交響より來る結果であらう。

又一人の紳士あり、其の名を秘す、其の人は内地の某醫學校出身にして、現に某醫院に奉職せり、其の父君は其の子の卒業をも待たずして死亡した、不肖は父君は慈意であつた、父君の死後學資の出所に窮し、中にして退學せざる可からざる運命に逢着せしを人にて、不肖等慈意の者五六は相談して、毎月六七十圓の留學費を送つて居つた。

期に至り學業を終へて京城に歸りしが、當時一人の内地人夫人を帶同した、蓋し留學中に既に婚を結びしものにして、久しからずし

て一兒を擧げた、然るに其の紳士は久しからずして一朝鮮夫人を娶り、内地人夫人を冷遇虐使し、目もあてられぬ悲慘を極めつ、ありき聞く、之れ實に感情の非交響也、風俗習慣飲食座臥趣味の異なる結果であることは勿論である、之も久しからずして悲慘な最後を死んであらう。

之を誹難するは或は無理であるかも知れぬ、鮮人夫人を娶りし内地人にしてもこんな事が行はれて居るであらう、要するに風俗習慣其の他幾千年來、其の血統を異にしたる二箇の異なる魂が交婚して、満足なる家庭を築き、満足なる子孫を擧げ得やう道理がない。

史を按ずるに、古へ羅馬帝國の隆盛なるや、彼は幾多の小弱野蠻國を併合して羅馬大帝國を築いた、當時何人が果して羅馬の衰亡を豫想せむや、我大日本帝國今日の隆盛を以て、誰れか果して將來其の老衰を豫想する者があらうか、羅馬が衰亡に至るまでの歴史を調査すれば、それは種々の原因は伏在するであらうが、最も有力なる原因を認めらるゝものは、雜婚政策に基因する羅馬最良種の絶滅である、換言すれば純羅馬民族の頹廢である。

羅馬の異民族を征伏するや、彼は實に極端なる同化

政策を採り其の領土内に包擁したる異民族を遇するこゝに平等にして、其の文化の程度に民族性の如何に頓着なく、一齊に市民権を附與し、異民族との結婚を獎勵した、宛かも齋藤總督の同化政略上、内鮮人の結婚を獎勵されしと同様だ。

羅馬人は、國家の繁榮興隆に有頂天を爲り羅馬大帝國主義は四隣を風靡した

我日本帝國の興隆は實に羅馬帝國興隆の當時に髣髴たるものがある、而して其の政治政策も全く羅馬の統治策と同軌にして、加ふるに其の雜婚政策は、其の理由とする所符節を合す如しである。

X

X

然るに羅馬の興隆する半

面に於ては歡樂主義勃起して、淫逸奢侈の風盛んなるに至り、眞の羅馬民族の繁殖力は著しく減退し且つ基督敎の普及するに従ひ、獨身主義者の數を増し純羅馬人の優良なる血液は殆んど消滅し、異民族の數は益々増加し、羅馬人の純血は汚濁せられ、羅馬人の純血性を喪失してまつた、之れ實に羅馬帝國の衰亡したる最大原因である。

X

X

前にも述べし如く、大和民族と朝鮮民族とは、幾千年の間に於て、其の血統は全然分離してしまつて、今日の日本には大和民族の純血統が残り、朝鮮では朝鮮民族の純血統が持續されて

居るのである、されば内鮮人の民族精神なるものは、此の分離したる血統に由て歴然として其の民族魂に相違を來して居る。

X

X

此の民族的魂なるものが文化政治の制度變更や、結婚政略に因て之を改歸し、其の改歸したる朝鮮人の魂を囚へ得るであらうか、之は實に容易の事ではない、齋藤子と雖も個人に於て、果して一人の朝鮮人の魂を囚へ得たであらうか、齋藤子の宣言せし結婚策は將來我國體に龜裂を生じ、羅馬大帝國の轍を踏むこゝなきやを憂慮するものである、斷定ではない即ち憂慮である。

# 思想犯を中心に

## 重要な二つの案

未決囚の優遇も研究する

五日から刑務所長會議

6.5  
3.日  
系

刑務所長會議は明五日から五日間、本府第一會議室において開催され、各刑務所長はすでに入城してゐるが、今回の會議で最も注目されてゐるのは

### 思想犯の取扱ひで、

今後思想犯は簇々増加する機運にあるので、これが取扱ひについては特に注意を要し、現在の様な思想犯

の取扱ひをなすにおいては、刑務所が思想傳播場となり、非常に憂慮すべき状態にあるので、總督府行刑課では思想犯専門の

### 刑務所を 新設し思想

犯の集中をなし、刑務所内における思想の傳播を防止するか、又は各刑務所内に思想犯用の獨房を設け、分散主義をとるか、の二案が

### 未決囚の 優遇は内地

にあつては、すでにこれに着手され、刑務所内に賣店さへ設け、未決囚の便宜をはかつてゐるので、朝鮮でも早晩内地に順應して未決囚の優遇は考慮されるであらうし、これと同時に既決囚の優遇問題も考へするであらうといはれ、會議中の重要事項とされてゐる、その他少年

### 現在の所 二ヶ所とも

ハチ切れるような職員で更に一ヶ所増設したい希望を行刑課では有してゐるが、緊縮方針にある明年年度豫算では到底増設を認めないから、もし少年刑務所の増設を容れられぬとすれば、一般刑務所における少年囚と成年囚との取扱ひ等についても論議されるはずである



副島伯の自治論の根本を考察し

# 同化政策の研究を提唱す (四)

◇何時にても識者の高説に従はん◇

京城  
10.6.3

草

莽

學

人

元來我日本の誇耀する所のものは、前にも述べし如く、大和魂である、大和魂は今や地球上の民族が賞讃する所のものである。

此の全世界の賞讃を受くる所の大和魂なるものは、一朝夕に凝り固まつたものではない、民族の勃興する所地勢良し、神代以來太平洋の波濤に、富士の秀麗に洗禮され、武士道に任俠道の凝結したる、精力の賜である、それを齋藤子や水野政務總監が、制度變更の文化政策に由て獲られやうなきに考へられたことは、大きな間違ではなからうか。

× ×

極東海上彈丸黒子の小乾坤に生息せる日本人に、偉い所のものは唯一の大和魂だ、日本人より大和魂を取

か

又支那及朝鮮史を按ずるに、支那大國は二千年來朝鮮都督に失敗して居る、漢の武斷的統治も、唐宗時代の文化的政策も、元の武斷主義も、明の文化政策も悉く失敗して、清國は遂に獨立を許すの己むを得ざるに至つた。

× ×

朝鮮は瘦せて枯れても極東の一大舊邦だ、有史二千年の歴史を有し、二千萬の大民族を有し、遺傳的民族文化を有し、舊慣を有し、嚴然たる民族語を保有し、其の民族語は益々發展する事情を有する朝鮮民族だ、新教育を受けて、精神的に物質的に民族思想が開大して來れば、朝鮮魂は大和魂に對抗して來る、否な明かに對抗思想は一瞥と顯見し

てあらう。

× ×

惟ふに副島伯の憂ふる所もそれだ、伯が自治を主張するに至るも、愛國の意の悲壯を酌まねばならぬ、不肖は大に同感である、不肖等の同化云ふことは、制度の統一や教育の連絡や、物質上の利害の共榮を謂ふのではない、精神的抱合統一が無ければ、それは同化でなくて混合だ、混合民族の末路は、地中海の彼方に、餘喘を保てる、昔の羅馬大帝國衰殘の姿だ。

× ×

國家の基礎の鞏固は、其の民族の結束にある、内亂解體は、異分子の勢力の増長にある、日本帝國今日の勃興は、上下心を一にして開大したる結果だ、即ち大和魂の結束したる奮興に因りて伸びたのである。

島伯の自治論に、不肖も無條件に賛成  
ものではないが、伯の



自治論を誹難するの士にして、自治は朝鮮民族に獨立思想を養成せしむるものとして、反對論を行る人もあるが、獨立思想換言すれば祖國恢復思想は、今日に於て既に全民族に養成せられ尙遺憾なく着々として根強く養成せられつゝ、あるではないか。

× ×

如く、興亡盛衰の歴史は、無闇矢鱈に、開大發展せる日本民族の鑑戒だ、副島伯の自治論も、確かに吾人の研究せざる可からざる大題目だ、徒らに章句の末を捉へての揚足取を止め、眞に同化問題を研究しやうではないか。

× ×

今日の情勢を以て進化してゆくならば、將來の数は總下するよりも明かで、不肖等も十年十五年の後には明白に敢て卒直に自治論を鼓吹するかも知れぬ、何となれば爲して甲斐無き同化政策を撤廢し、離婚政策を撤廢して、日本民族のみの結束の鞏固を圖ることが、日本帝國としての、無病長壽法であらうと云ふことを不肖は信するからだ、同一血魂の純一性を助長せしむることが、保國開大の道と

× ×

願ふに、二十年の朝鮮統治が、同化の根本政策を發見し能はざる現狀に於て、而して何等將來に處するの準備なく、只漫然結婚政略を採りつゝ、あるを見るに及むで、朝鮮思想界の現狀に鑑み、必らずしも不肖等は朝鮮統治の大方針と云ふ看板を眺めて、敢て樂觀は出來まいてはないか。

併合當時は、我政治家は騎虎の勢に驅られて、何事も研究してゐない、眞の朝鮮の調査は出來てゐない、寺内伯が總督となりて、營々五六年間、其の熱心なる調査と研究に依りて、伯は確かに、朝鮮統治の根本政策を擧まれた筈であつたが朝鮮に對する薄識の凡々政治家は、伯の朝鮮論には迎合せなかつた。

然れども、併合以來聖天子の仁政は公明正大、坦々たる軌道を往くが如く、治鮮の大方針は一定不動にして、總督府の文化政治が、内鮮人同化に離婚政略を採し今日、其の政策に反對しやうなきは夢にも思はぬ

確信とするからだ。

同化政策を誤まりし、羅馬大帝國の壽命は、蟬蟬の

不肖は帝國治鮮の方針ミ、  
政治改策に順應し、流れに  
随がつて白波を掲ぐるのみ  
である。

以上の議論は、只不肖が  
佛蘭西學者の、民族魂の遺  
傳論や、羅馬興亡の歴史を  
讀むで、其の研究しつゝ、あ  
る所感を述ぶるのみだ、内  
鮮の識者、眞に朝鮮及朝鮮  
人を研究せる者、井底の痴  
蛙憂慮に過ぐミ笑はば、不  
肖の狂悖は之に過ぐるもの  
はない。

たゞ不肖は、内鮮人の同  
化問題に付て、私に研究し  
つゝあるものを發表し、識  
者の參考に資し、且つ其の  
研究を勸奨するのみ、不肖  
の議論が不當であり、不都  
合であれば、何時にても之

を葬むつて、喜んで識者の  
高説に従ふのみだ。

之を要するに、内鮮人は  
識者も不識者も、此の至難  
の事業を突破し、一時混血  
に因る民族魂の酔顏を餘儀  
なくせらるゝ、こゝありまし  
ても、千年の後立派に濾化  
されたる血統により、打て  
一丸ミせる大日本民族魂を  
更生することが出来るなら  
ば、何も申すこゝはない、  
蓋し無上至大の幸福だ、其  
の間四方の國難來なく、天  
下は太平無事であつてほし  
い。

終りに臨み、不肖は副島  
伯の健康にして、益々帝國  
の爲に論ぜられむこゝを、  
斬るものである(完)

# 同民會總會開く

## 來賓二百數十名

### 非常な盛會を極む

6.19日

同民會第二回總會は十八日午後三時より朝鮮ホテルに開催されたが同會々員二百余の外、來賓として池上政務總監をはじめ内閣官民有力者二百数十名が列席、まづ會長李達錫侯爵の開會の挨拶、次いで會務報告、役員改選あり、それより政務總監の挨拶、來賓、附部充家、丸山鶴吉、守屋榮夫その他數氏の祝辭等があつて同五時半閉會、別室において一同は茶菓の饗應を受けて散會した。なほ當日の池上總監の挨拶は左の如くである

本日此の意義ある御會同の席に於て一言所懐を述べまして御挨拶に代ふことを得ましたことは私の最も欣幸とする所でありませす

て以つて其の所信に邁進せらるると云ふことは國家國民の爲めに洵に雄策措かざる所であります今や半島の空運は朝野の協力に依りまして逐年進展の實績を見るのであります然しながら深く人心の歸趨を察し、時弊の眞相を穿つに至りまして國家盛運の原勢、國民共昌の基調は尙未だ微弱なるものあるを憂へざるを得ぬのであります、而して之れ正に同民會の使命に對しまして一層の責任を負荷したるものと思ふのであります、何卒各位には一層深く此の世情に着眼せられまして益本會の主張に勇往せられ以て其の目的を貫徹して鴻猷の宣揚に貢獻せられんことを望んで已まぬのであります

御茲に各位の御健在を祝願して御挨拶に代ふること致します

潜に惟ひまするのに、東洋の大局は曩に御煥發に相成りましたる併合の御詔書に御宣示の聖旨を恪遵致しまして内鮮一體となり剛健なる人心の歸趨を一にして以て益々國家興隆の根本を鞏固ならしむるより急を告ぐるものはないと確信致して居のであります。半島の統治と申しましても其の本旨は畢竟之に外ならぬのであります。而して此の大義の徹底は固より之を總督政治の更張に俟たなければならぬのであります。が又一面に於て民間に於ける先覺の熱誠に對待せざるを得ぬのであります。此の點に就きまして内鮮の同志各位が相圖つて同民會を組織せられ、大局に高處して内鮮融和の徹底的實行を期せられ更に或は實質剛健の氣風を養ふて輒佻浮薄の思潮を排じ或は勤勉力行の風を興して放縱惰弱の弊を戒むるが如き最對的な綱領を明にし

朝鮮常備軍の

増加に就て

國境警備の問題が、著しく入益しなつて来たのは、抑々何なる理由に基づくものであるか、そのいかなる理由にせよ、國境警備と朝鮮における兵備充實の問題が、今や議論を超越して、その可否を斷すべき最後の段階に達したといふことは事實である、しかししてそれは否にあらざして可である。既に東電は報じて曰く「田中首相も朝鮮における兵備の不足を認め、更に更にまた東上中の總督も「朝鮮は元來地理的に見て在留民の生命財産を確保するためには現在の兵力では満足出来ない、自分としては將來どうしても増兵の必要があるものと思ふ」と訪聞の記者に語つてゐることは、昨夕刊報の通りである、牛島二千萬長は、この問題について永い間政府に向つて應ふところあつた、最近には期成同盟會まで組織して眞剣にその必要を叫んだのであつた、然るにこの朝鮮の要望は、今や酬みられんとしてゐる、朝鮮の喜びはこれより大なるはないであらう。

國境の警備力は、或は手薄でないかも知れぬ、しかし、馬賊の越境、若林大尉の拉去、殺害事件は何故に生じたか、少くとも馬賊輩の心理に立入つてみたならば、朝鮮國境の警備を懈れなかつたといふ不敵の心持があつたからではなかつたか、「この際一度屈すれば仲よべからず」である、われ等の國境は常に襲いてゐなければならぬ、敵に襲はれるの準備を興へてはならない、豫子もいゝてゐるではないか、「故國敵者、立於不敗

之地、而不失敵之敗也」と。國境の警備は常に優位にあらねばならぬ、懈はずして常に敵を敗るの用意がなければならぬ、這般の馬賊の越境、殺害事件は、この點において、われ等に反省の材料を與へたものと見るのは不當であらうか、若その要ありとせば、即ち國境警備力の充實となつて現れ来るざるを得ない、果然東電は更に報じていはく「首相以下、鮮滿巨頭が參集して滿鮮國境警備の充實」について具體的協議を行ひ、その結果として朝鮮の常備軍二ヶ師團が三ヶ師團に増設されるであらう、と

朝鮮の師團増設が、果して右の如く實現されるや否やは豫算關係もあり、從つて議會の協賛をも經なければならぬ、俄に然りと斷言は出来ないけれども、朝鮮の兵備充實の必要は單に朝鮮のみならず、中央政府においてもこれを認めてゐるといふことは事實である、これは何として朝鮮の大きな喜びでなければならぬ、も早議論の時でないといつたのは即ちこゝだ、中央政府が認めた以上、變るは斷行の時期如何である、これとても、恐らくは遠い將來ではあるまいと思ふ、何ゆえといふに、滿洲並に國境の現状は雄辯にこれを物語つてゐるからである。

することは、管識的にも容易に判斷し得られることである。しかし國境附近といつても、その範圍は廣い、果して何れに配備すべきか、これは何人も知らんと欲するところである。軍事當局の信する處によれば、羅南を中心に一ヶ師團、平壤を中心に一ヶ師團、しかしして新駐屯軍は京城を中心として湖南地方に配備されるのが至當であらうとのことである。湖南地方は、從來兵備の手薄を以てしばしば地方民から軍隊駐屯の希望のあつた

土地である、若これが實現したならば、ひとり地方民のみならず朝鮮のためにも一層喜ぶべきことになければならぬ、何は果もあれ、朝鮮の兵備充實問題がいよいよ具體的になつて来たのは御同様に喜ぶべきことである、そしてこれによつて、國民は一層意を安んじて産業の開發、文化の向上に努力することを得たならば、國家のため二軍の喜びといはねばならぬ。(利島生)

# 朝鮮へ師團増置は 経費の上から困難

守備隊増員と憲兵復活等

## 軍部での應急案

6.20  
日

【東京電報】最近唱えらるる朝鮮師團増設或は騎兵一個旅團増置の兩意見につき陸軍當局は詳細な調査を行つてゐるが今一個師團を移駐するにせよ兵舎建築費並に輸送費に約四千萬圓の臨時費を要し、經費も内地師團よりも約百二十萬圓の増を見、騎兵旅團移駐も大約右經費の半額を要する見込である。然るに軍部財政は政府と實同との政策確定に基づく軍人優遇費捻出すら容易ならぬ状態であつて右移駐は經費關係から到底近きに實現を期待し難き状況にあり軍部は右二案の實行難に鑑みて左の如き應急案をも考慮してゐる。

一、鮮滿國境守備隊の増員 一、國境方面憲兵隊の復活

## 對岸への軍隊進出と

## 第一線に警官増員

朝鮮國境の警備について

## 總督から閣議に報告

【東京電報】山梨總督は十九日閣議に朝鮮國境警備方針につき大要左の如く報告して諒解を求めた。

一、滿洲擾亂の事態發生せんとする時は直ちに朝鮮對岸の或る地點まで軍隊を派出せしめ國境の交通維持、治安維持に任ずる必要ありこの點に就いては參謀本

部とも協議したい。

一、同時に一時的に治安維持の爲め國境第一線に警官の増員を行ふが之は南鮮方面から補充する。

一、國境方面より共産黨員の潜入するものがあると位置上、極めて重大の影響あるに依り徹底的取締りを講ずる事とした。

# 鮮内治安維持の爲め

## 警官一千名増員

本府地方を通じて官制改正

六日の閣議に提出

京 日

3. 7. 3

【東京電報】山梨總督は東上以來  
田中首相および軍部當局と會見し  
て朝鮮内の思想取締治安維持方策  
につき種々折衝をなしつつあつた  
が増師又は増兵問題は閣内中にも  
反對論者相當あり速急の解決が困  
難となつたのでまづ警官の増員  
を以て當面の對策とし官制を改正  
する事とし法制局に對し

一、朝鮮總督府官制改正の件  
二、朝鮮總督府地方官官制中改正  
の件  
の二案を提出中であつたがこの程  
右二件共審議終了したよつて總督  
府側は三日の定例閣議に上程され  
る事を希望してゐたが法制局は前  
田長官旅行不在のため決議をうる  
に至らず六日定例閣議に提出され

ることになつた閣議決定の上は總督  
府官制のみけ直に樞府に廻附諮  
詢の手續きを執るはずであるなほ  
これが改正により警務局内に事務  
官以下若干地方廳においては警視  
以下警察官約一千名近く増員され  
るものである

のものが無いといふ感が教育者や  
運動競技會間に於ては、文部省で  
もこの點に多大の望みを馳せ、本年  
の要求豫算の内に教育課を別に擴  
力することとなつた

# 本府の巡査増員

## 二百九十五名増員を發布

本府限りて決め得る分として

兩局官制改正も六日閣議による

3. 7. 4  
日  
京

思想取締方面の充實に伴ふ警務局  
法務局關係の官制改正は先般閣議  
室白銀事務官が據り東上したが、  
東電の報ずる所によると右案はす  
でに法制局の審議を終り來たる六  
日の定例閣議に提出することにな  
つてゐる模様である、右は思想取  
締に關する増員の内警務局にあつ  
ては再務官四名、警視八名、外警  
部、警部補、通譯等判任官以上の  
分で、法務局にあつても檢事五名  
書記、看守長など判任官以上であ  
る、警務局側巡査の増員は總督府  
限りて決定しうるもので七月二日

付内訓第七號で發布されたが、今  
回の増員は思想取締と兵事事務に  
伴ふ分を加へ合計二百九十五名で、  
各道の配置は左の通りである

|    |    |    |    |
|----|----|----|----|
| 京畿 | 二二 | 忠南 | 二二 |
| 全北 | 七  | 全北 | 二二 |
| 全南 | 二二 | 平北 | 二二 |
| 慶北 | 一八 | 江原 | 四七 |
| 慶南 | 一一 | 咸南 | 五九 |
| 黄海 | 二二 | 咸北 | 九  |
| 平南 | 一六 |    |    |

なほ朝鮮の巡査數は一萬七千八十  
八名で今回の増員百九十五名を加  
へると一萬七千三百八十三名とな  
つた

# 百九十五名の

## 巡査を増員

七十名は思想取締  
各道の配置をこまらる

總督府の思想取締施設に對しては、  
 疊に追加濶算するが、四十一萬餘  
 圓を計上し官制改正の上實施する  
 ことになつて居るが右官改正につ  
 いては白銀事務官が目下東上法制  
 局との間に交渉を重ねつゝあり開  
 議を経て發布される筈である而し  
 て官制改正の内容は警務局に於て  
 事務官四名、警視八名、其他通譯、屬  
 警部、警部補の増員を行ひ之れを  
 各道に配置し法務局に於て總事、看  
 守長の増員を行ふにあるが尙ほ之  
 に伴ひ道巡査の増員を行ふこと

になつて居るが之れは別の官制に  
 改正を要せぬので二日附内訓第九  
 號を以て思想取締巡査七十名並に  
 兵事々務擴張に伴ふ巡査の増員百  
 二十五名計百九十五名の増員を  
 表左の通り各道に割當を行つた之  
 れによつて全辭の巡査定員は一萬  
 七千三百八十三名となつた譯で各  
 道配置は左の通り

|    |      |     |    |     |   |
|----|------|-----|----|-----|---|
| 京畿 | 二名   | 忠北  | 七名 | 患南  | 四 |
| 名  | 全南   | 二名  | 全北 | 一三名 |   |
| 慶北 | 八名   | 慶南  | 一名 | 黄海  | 二 |
| 三名 | 平南   | 一六名 | 平北 | 七名  | 江 |
| 原四 | 咸北   | 九名  | 咸南 | 九名  |   |
| 計  | 一九五名 |     |    |     |   |



# 朝鮮に於ける

## 新高 特高課の新設置

十日の閣議にて決定した

### その内容

（十日發東京）朝鮮における特高課新設に伴ふ朝鮮總督府内臨時職員設置制中改正案は十日閣議にて決定御裁可を仰いで直ちに勅令を以て公布されることとなつたが内容は左の如くである

一、總督府内部にありて思想調査に従事するもの事務官四屬四、通譯生四

一、地方廳にあり思想取締に任ずるもの警視八、警部七、警部補廿六  
 尙右官制の公布と同時に夫れに伴ひ巡查の増員をも行ひその總數は千人近くに達する筈である

# 思想取締

## 増員の配置

7.12日

### 警部以上の配置は決る

#### 改正勅令は明日中公布

思想取締に關する警務局關係の官制改正は十日の閣議で決定し、明日中に勅令の改正を見るはずである。警務局ではこの勅令の改正と同時に増員になる事務官四名、警視八名、警部七名、警部補二十六名あるは新に増員されるもの配置は左の如くである

### 事務官四名

圖書課一名、保安課一名、海外派遣二名（滿洲里とモスクワニナヤ）

### 警視八名

平安南北、咸南北、全南北、雁南北

### 警部七名

京南北、江原、實業、外三名は出版取締

この外警部補廿六名はこれに準じて各道に配置するものになつてゐる

# 朝鮮には

## 特高課はいらぬ

### 移動警察は研究を要する

#### 富永保安課長歸來談

内地の警察部長會議に出席中であつた警務局長富永保安課長は左の如く會議の模様および思想取締に關して語る

警察部長會議はたゞ陪席したゞけで何も無いよ

### 思想取締

に關する保安課としての事務は東京で種々打合せはせて来た、昨日の閣議では決定し、今明日中に勅令の發布を見るのであらう、勅令が發布されても思想取締に關するものが全部一時に實施するようになつてはなからう、圖書課・保安課關係のものは直ちに實現する模様である、海外派遣員の増員もその一部として實現されるが

### 増置場所

及び昇格地等は目下詮議中で發表出来ない、特高課を設置するようになつてゐる

内地では高等課は政治、選舉方面の事務に關つてゐるので、思想方面を特高課に分立せしめようといふ案も成立するか、朝鮮は政治、選舉などといふものはないから高等課だけで結構である、御大典の警備はホソク、これから始める心算である、來る十六日から二日間全韓高等課長會議を開き主としてこの方面の協議をすることになつてゐる、移動警察はまだ種々研究の餘地が残つてゐるから何日から實現するといふようなことは判らん

### 内地では

一時これを行ひ成績不良のため中止し現在では各府縣別個に行つてゐる現狀だから若し朝鮮に移動警察を行ふとすれば十分調査研究してかゝらねばならぬ

3.7.29  
京城

思想警察を論ず(上)

思想的難治時代を迎ふ

草 莽 學 人

韓近朝鮮人は、事毎に統治方針に反對し、聖天子の仁政に喜負せんとするは、眞に憂ふべき現象だ。

今や距ること二十年、日本帝國は東洋の趨勢、日韓の關係に鑑み、韓國を併合して、其の廢亡より興し内鮮人同化の大方針に立脚して、政治を革新した。

當時半島經濟的立國の原動力は、農でであつた彼等は兩班てう特權階級の下に五百年來苛政を誅求に泣き生命財産の安全を得ずして王國の虐政に塗炭の苦を嘗め盡した。

是故に、朝鮮農民は、殆んど併合に無關心にして、苛斂誅求の虐政より蟬脱し生命財産の安固を得るの爲政者出で來らば、それは日本人であらうと、朝鮮人であらうと、敢て顧着する所ではない、善政を懇求すること、大早の雲霓を望む如しであつた。

果たせる哉、我 聖天子の朝鮮を知ろし召し、總督政治行はる、や、韓國時代

の虐政に懲りし、農民も普通民も、政治上に一大革新起りて、自由民權の向上に狂喜し、新政に生きて、徳政に謳歌し、不純なる祖國は、朝鮮人の頭腦より全然葬むり去られて了つた。それは吾人の僞らざる事實である。

斯くて新政下の朝鮮人は明治大正の典章の下に、其の教育を開大し、其の産業を開發し、鐵道交通を發展し、衛生は發達し、今や其の文政は日本内地と連結せられ、總督の文化政治は、盛んに鮮人の智徳を鍊磨し其の仁政の普及に伴ひ、同治同化の域に往來せんことを理想として居ること、眞に朝鮮人萬歳ではないか。

然るに、新政の庇護に因りて、人間らしくなりし鮮民は、其の智力の進み、富力の増し、其の社會の略理せらるゝに伴ひ、祖國回復思想を涵養して來た。

今や朝鮮民族の最大部分は、日本の政治圏より離脱

して、獨立したいと云ふ不逞思想が勃發して來た、朝鮮は朝鮮人が治めたいと云ふのである。

そんな事は、政治的にも道徳的にも問題と爲り得べき性質のものではない、心有る朝鮮人にして、冷靜に朝鮮の今日に至れる道程を考ふるべき、痛腔血涙を以て感謝すべきであらねばならぬ。

史を按ずるに、漢の武帝が朝鮮を征伏して、四郡と爲せし以來、魏起れば魏に附き、隋起れば隋に附き、唐起れば唐に附き、元起れば元に附き、明起れば明に附き清起れば清に附き、未だ曾て一たびも王國の意氣を發揮する能はず、宛かも遊女の朝に南男を送り、夕に北客を迎ふる如く、無節操無氣概の醜態は、二千年の長き間を繰り返へした。

然れども未だ曾て、一たびもそれ等の大國に心服する能はず、緩なれば増長し嚴なれば萎縮し、面従腹背を以て始終したのだ。

明の文化政策ミ、懷柔政策には、朝鮮人は心服したでないか、云ふ人もあるが、清太祖の滿洲に興起して、明朝ミ對抗するや、朝鮮人に義心有らば、明ミ協力して滿清を夾撃すべきである。

然るに朝鮮は、二萬の兵を出して、逆に恩誼の明國を伐ら明兵を虐殺せしこゝば、清兵さへ驚かされた。

× ×

己に虚心坦懐にして、大國に服従する能はず、又毅然として獨立する能はず、冗語喃喃、蠢動を繼續するこゝ、今も昔も同様だ、吾人は朝鮮民族性の昏沌にして適歸するなきを、切に遺憾とするものである。

然しながら、仁政徹底し普通、高等の教育普及するに従ひ、朝鮮人が眞に覺悟の域に達道するならば、面従腹背の民族性を抛つて、日本民族性ミ同化し、大日本人として誇耀するに到るであらうと觀て居るのが、我政治家だ。

吾人も亦二十年來筆陣を張て、朝鮮民族性の改鑄を絶叫し、鮮民族が政治的に自覺し、道徳的に大悟し、日鮮兩民族の大同化を達成して、東亞大帝國を築造し大陸四方に發展し、帝國の理想とする東洋平和の繁に達せんこゝを主張して居る。

× ×

鮮人少數の識者は、吾人ミ感慨覺悟を同ふし、聲を拈らして、横道を踏むな、右傾せよ右傾せよと指示して居るが、今や民心は踏々として、左傾しつゝある。

惟ふに、金明濬氏等ノ采配する國民協會は、朝鮮思想界の惡風潮と打破し、岐

路に立て迷惑せんとする鮮民に、東道の主たらんこゝを期せるも、不逞思想の決壊せる濁流は、千波萬波を起伏して、何物も押し流さんこゝ渦を卷いて居る。

見よ本年に入りて、學生の同盟休校は、五十八校に達して居るが、皆之れ民族思想惡風潮の結果だ、單に學生ばかりでない、父兄の思想も、農民普通民の思想も悉く激變して居る。

早魃で水が不足すれば、水利組合に押し掛けて暴行し、警察官でも組合事務所員でも、手當り次第に袋叩きにする、地方内地人少數の社會に於ては、官民共に受太刀だ、斯くの如くにして、月に歳に、民族的對抗心が、旺盛に馴致されつゝ、

ある。

此くて朝鮮は、今や正しく思想的難治の時代を迎へた、滔々たる鮮民、何を夢みて長へに遡歸する所を知らぬであらうか。

惟ふに、馬賊の襲來、不逞鮮人の越境事件の如きは吾人は決して之を憂慮せず否憂慮せざるには非ずも、表面に現はれ來る武力に對しては、國境守備兵や警察官を増員配置すれば足りるのである吾人の深望に堪へざるものは、國境以南の文化地帯 於ける、思想的盲動ミ、不穩の言論ミ煽動である。

斯かる事件は、行政官の力を以てしては、到底之を防護し、取締り、指導するこゝは出來ない、結局警察

官の力に俟たなければならぬ、然も現在の朝鮮に於ては、警察機關は頗る不充分と認むる。

吾人の觀る所では、現今國境方面の治安も勿論だが國境以南の各地方の治安が動もすれば保ち切れなくなりつゝ、あるが如きは、それは當局が自から招く違算の罪ではなからうか。

×

×

曾て、故下閣政務總監は來任、劈頭に於て、警察官二千人の大減員を行つた、そして其の減員より生ずる國費を産業方面に利用する云ふので、民間の人氣は一通りではなかつたか。

下岡氏の産業第一主義には、勿論吾人は之を謳歌し

たが、警察官大減員の準備あるを聞くに及んで、吾人は其の無謀には敢然として反對した、朝鮮は、治安維持が先決問題だ、治安を冷眼視して、産業の發展、教育の圓滿普及を望むは、木に椽て魚を求むるの譏りを免かれない。

顧ふに、朝鮮の警察機關は、益々充實せざる可からざる秋に於て、下岡氏の政治的違算に因りて、治安の事務は逆轉した、産業第一主義を以て朝鮮を風靡し、懐柔政策を以て朝鮮を蔽はば、朝鮮は手こ唾して治む可しミ、多寡を括つた。

×

×

そんなこゝで朝鮮が治ま

らうと思ふのが、其に違  
だ、此の違算は實に今日に  
大影響を來して居る、假り  
に此の二千人の警察官を以  
て、國境方面に其の定員を  
増加し、其の連絡を近邇せ  
しめてゐたら、馬賊の跳梁  
や、不逞鮮人の侵入を防壓  
する位ひの事は、何んでも  
あるまい。

彼の統制なき馬賊、彼の  
無頼強盜に等しき不逞鮮人  
の侵入に備ふる爲め、國家  
の干没たる陸兵を常備する  
の議論なきは、起らなくて  
濟んだかも知れぬ、朝鮮に  
對し、吾人が師團の守備を  
要求する所のものは、大陸  
の亂世に備へ、鎮壓に備へ  
んとするのであつた、馬賊  
や強盜に備へんとするので  
はない。

# 思想方面の

## 取締りを嚴重に

### 優秀な警官を養成

伊藤事務官語る

治罪法改正方針に基づく朝鮮警察官の増員任命はさきに發表された如くそれ（任務）につくことになりこれが總支配格たる警務局保安課の

#### 一陣容

も近日増員事務

官その他の就正と共に充實一新される、譯であるが國家を燈石の安泰に置かんとする傳來の寶刀が今後如何なる切れ味をみせるかが試めざるゝわけであるが一方保安課では警察に講習所に對し所要の専門警察官養成につき指達する處があつたが、これこそ警務局伊藤事務官は左の如く語つた

専門の警官といふ程でもないがこれから思想上の問題については各方面にわたり廣く深く研究もし強い自信の下に取締りも

8. 日 卷

せねばならぬのでこれに據はる警察官としてはこの方面の智識を涵養して置く必要のあることは勿論である、従つてこの養成といふ事が差當たつて

#### 一考慮

せねばならぬので警察官講習所でこれに當たる

事になつてゐるが目下各道より優秀の警官を選抜養成することに設備中である、然して御大典がすんだら直に實行の豫定で講習所で立案計畫されてゐるはずである

# 京 議決機関を擴張

## して議決機関とする

### いはゆる自治制問答

4. 2. 13

#### 樺太町村制委員会の速記録から

去る四日、目下、議會中の帝國議會大正十年法律第四十七號改正法律案（樺太町村制）委員會において委員清水留三郎代議士からたまたま朝鮮および臺灣の地方制度改正に關する質問があつた。これに對し朝鮮の分は池上本府政務總監から臺灣の分は河原田臺灣總督府總務長官からそれぞれ答へられたが、今該委員會速記録よりその要領を摘録すれば左の通りである。

**清水委員** 現在朝鮮臺灣から衆議院議員を出すといふことは無論時期尚早でありませう。又現在朝鮮臺灣において内地の府縣會といふやうなものを作るといふことも時期尚早に思ひます。たゞ現在あります評議員制度の如き諮問機關の制を今少し擴張して、民選議員を一部包容するやうになればよろしからうと思ひます。このやうな地方制度の改正を施す必要はありませんかこれに關する御意見ならびに御調査の程度を承りたいと思ひます。

### 池上政府委員

御答へ致します、御質問の要點だけについて御答へを致す方がよろしからうと思ひます。其意味によつて御答へを致します。たゞ今朝鮮の府、廳といふやうなむきに對しまして、道には朝鮮道地方會といふものをしてあります。その道評議會に附すべき事項は歳入出算或は賦課金の賦課、或は起債、財産處分といふやうな

事項になつております。府には府制といふものをしいてあります。府は御承知の通り内地に比較して見ますれば市であります。その府協議會に附すべきものは府の條の制定、或は歳入出の豫算、府債、財産處分等といふものを諮問することになつて居るのであります。道には府制、或は御承知の通り村であります。この協議會

## 面や道の

### 議決機関改制は

#### まだ時期が早い

申上げました府であります。これは現在十二あるのであります。その中或は釜山、大邱京城、平壤、これ等に付きましては只今の諮問機關を改めまして、當然ではないかといふやうな意味をもちまして、特に調査を命じましたのであります。その他面等に付きましては、まだ諮問機關を改めて決議機關とするといふやうな所には達して居りませぬと認

めて居るのであります。道においても、直に諮問機關を決議機關に改めるといふことに付きましては尚ほ早きを立法上からして認められるのであります。さう致しまして、この評議員であります。これは官選と公選と並行してをります。それで官選の方はまづ各道面を通じて三分の一位になつてをると思ひます。あとは公選になつてをります。さういふやうな状態でありまして、まづ今申上げました府の中の議決機關を認め可なりといふものに對しまして

これが實現を期したいと存じまして、目下其方の調査を進めつ、あらゆるやうな状態でありませぬ。その事を御答へ致します。

**河原田政府委員** 臺灣は大正九年以來一種の自治制を布いて居ります。之はつまり州制で、内地の丁度府縣に當ります。その後多少の變更はありましたが、大體は大正九年以來の制度であります。それで州には協議會といふものがあり、内地の市町村に當る市街庄にも協議會が設けられてあります。ところでその協議會といふものは、只今朝鮮の方から申されましたやうに、決議機關ではなく全く諮問機關であります。そしてその協議員は全然官選であります。これは大ぶんに内地とは異なり、朝鮮とも違つて居ります。ところで、これを直に内地の如き制度にするが適當であるか否かといふことになると、御承知のとおり臺灣の文化は尙未だ不十分でありますから非常な問題があると思ひます。それで臺灣總督府におきましても、地方制度の改制といふことには常に考究を怠りませぬが、今日直にどう改めるといふことについてはまだ御答へする時機に達して居りませぬ

# 參政權を

## 我等に與へよ

2. 21

朝 國民協會員連署し

政府へ建白書提出

【京城】國民協會では朝鮮に  
 參政權を實施すべしといふか  
 わでの主張を貫徹するために  
 十八日協會長金明滯氏以下署  
 名して内閣へ「政府は朝鮮に  
 衆議院議員選舉法を施行せら  
 れんことを望む」との建白書  
 を送つた、建白書に掲げられ  
 た主なる理由は

ことは立憲國の常道である  
 に朝鮮在任の二千萬大衆が  
 參政權に與らざるに於ては  
 國民としての不幸である  
 政府は朝鮮の文化程度が内  
 地と同一程度に達しないこ  
 とによつて參政權の附與を  
 躊躇してゐるやうであるが  
 參政權を與へることは反つ  
 て文化を向上せしめるゆゑ  
 なくてはならないか  
 といふにある

一般國民に參政權を與へる

報 興へる意思はないか  
 簡易保険特別委員会  
 行はれた一問一答

4.2.29

【東京電話】朝鮮簡易生命保險法案特別會計法案委員会は二十三日午前十時五十分から衆議院で開會朝鮮統治に關し左の問答が行はれた

**坂東幸太郎君**（民政）朝鮮人に對し何故轉籍を許さないか

**草間財務局長** いまだ國籍法を施行してゐないためであるが成べく早く實施したい考へで目下中樞院において調査研究を續けてゐる

**坂東君** 然らば内鮮變互に結婚した場合入籍は出来ないのか

**草間局長** 左様である

**坂東君** 内鮮融和のためこれは是非とも速かに現状の改革を行はれんことを希望する、次に朝鮮人はロシア、支那などに現在百萬人位出稼してゐるとのことであるが、これらの保護は如何にしてゐるか

**草間局長** 領事館を通じて保護してゐる、これがため經費數十萬圓で大體順調に行はれてゐるものと思つてゐる

**坂東君** 滿洲方面では甚しい壓迫を蒙り悲惨の生活をしてゐるものが多いとのことである、總督府においては十分注意して彼等の國外發展を保護助長されることを望む、聞くところによると京城では滞納者が多く最近の調査によると十一萬三千圓の母額中六萬圓、四萬人の納付者中二萬人の滞納者があるといふことだがこれは彼等に納税の觀念が薄いためか、または生活困難で實際に納税する能力がないためであるか

**草間局長** 滞納のあるのは主として地方税で國税の方の成績は悪くない、地方税は内地でもなか／＼うまく行かぬのである、但し賦課率は内地よりはるかに低く内地の一戸當り十四、五圓に比し朝鮮は六十八錢平均になつてゐる、要するに納税の不成績は自治的觀念がなほ十分なるに起因するものと思ふ

**坂東君** 朝鮮人の戸数は現在約四百萬戸といふがその總所得額はいくらになつてゐるか

**草間局長** 所得税を課してゐないので指定し得ないか

**坂東君** これは朝鮮人の生活安定策を立てる根本をなすものだから至急調査されんことを希望する

**赤尾藤吉郎君**（政友）朝鮮人に對し各種の選舉權をあたへる意思はないか

**草間局長** なほ早しと考へてゐる、しかしその第一歩として地方團體に對する選舉權はあつたへである、これは諮問機關ではあるがその答申は大いに尊重してゐるから決議機關と同様の効果をもつてゐる、なほ一般の參政權についても調査は進めてゐる

それより本題の簡易保險の質問に入り

**板谷順助君**（政友）本法を施行するによつて民間會社等に大なる影響をあたへることはいか

**草間局長** 朝鮮生命保險會社は現在本店を有するもの一、支店を有するもの五、合計六社でこれが被保險者は約四萬六千人である、しかし本法施行によつて受ける影響は微々たるものである、といふのは本法による最高契約高は四百五十圓である會社側では殆ど五百圓以上であり、しかもその多くは内地人であるから本法による被保險者は朝鮮人を主としたといふ考へである

これにつき質問終了、次回に採決をなすこととなり正午すぎ散會

# 全体を通して

## 依然緊縮方針 (一)

於第十二回道評議會

### 申道知事の演述

1. 2.

及提示すべき案件は既に各年度に比し多くの

餘裕をも 見出し得る

ハのであります故に豫算編

費一般豫算を概観します

ります昭和四年度道地方

位の御手許に配付の通であ

千六百六十九圓であります

に於て若干増徴し其の他

外繼續年期及支出方法た

る道立

大田醫院の昭和三

度収入額は追加豫算にお

りたけれども時勢の進運と既

たけれども時勢の進運と既

昭和三年度道地方費豫

算を早致して置きました

み出来々大け多数民の福

利を進め民力を涵養する

根本に向つて力を及しま

した、素より之が、とし

ては不十分であることは

言ふ迄もありませぬけれ

ど財政計畫に就ては申す

迄もなく入るを計つて出

づるを制しなければなり

ませぬから各位に於て

本道財政状態を篤と御了

知を得て置きたいのであ

ります

道内道路の大部分は

改修せられましたけれども

に其の目的を達したるも

木造でありまして漸次改造

層道路の効果を完、

が

爲道内全部のものを年を追

て鉄筋コンクリートの永久

構造物に改造せむが爲相當

の設計書を樹つるの準備を

いたしました(未完)

に於て若干増徴し其の他

外繼續年期及支出方法た

る道立

大田醫院の昭和三

度収入額は追加豫算にお

りたけれども時勢の進運と既

たけれども時勢の進運と既

昭和三年度道地方費豫

算を早致して置きました

昭和三年度道地方費豫

昭和三年度道地方費豫

算を早致して置きました

昭和三年度道地方費豫

昭和三年度道地方費豫

算を早致して置きました

昭和三年度道地方費豫

昭和三年度道地方費豫

算を早致して置きました

昭和三年度道地方費豫

昭和三年度道地方費豫

算を早致して置きました

昭和三年度道地方費豫

昭和三年度道地方費豫

算を早致して置きました

# 全体を通して

## 依然緊縮方針

湖 於第十二回道評議會

28 2. A.

### 申請知事の演述

米作は本清産の大宗であり、約一割四分の増加を示し、まして道として之れが居るのであります。これが一割増収を圖れば十五萬石主として作付反別の増加に即ち金に換算して二百七十萬圓の増加を示して其の反當收穫は未だ僅に玄米入

其の一割を増せば七斗内外に過ぎませぬの増歩中既に工事の竣功せるも、尙増殖獎勵の餘地のない概事業を普及完成し施肥をするに依り、農事改良を行ふ等努

方如何に依りては二三割の増加は左程困難なりと特に線肥、自給肥料の獎勵をせないのであります、既往等既定計畫の遂行に意を注

ますれば明治四十四年百三十二萬石なりしもの今や

百五十萬石

を突破千九百十九町半餘生産高一

千三百二萬坪でありまして、従來の耕作面積擴張の方針漸次具體化するものと信じ、目下調査中であり、

四年度より十一年度迄に一面一校主義を實現することとなり、師範學校は特科を

道内林野 總面積四十五年度を以て廢止のことに

各諮問案の詳細に付しては御質問に依り、委員を

本道の海岸 線一千七百七十七町、漁港の見るべきものなき現状でありまして、水

質問の火蓋は切られ

# 論戦に花が咲く

## 民 3. 休會明けの道評議會

議案研究のため五日一日を休  
 した。尙北道評議會は六日午後一  
 時から續開、李宜錫、由良乙次郎  
 兩議長缺席、兵頭本府事務官、  
 今村知事議長席に就き開會が宣  
 れば文明琦(盈徳)議員眞つ先に  
 發言を求め

### 三十三番文明琦 早害民

救済のためお互に節約して各自  
 一圓以上の義捐金を附したい  
 と提案すれば議場金衆主君賛成

### (十八番)關口半 議事

進行につき發言議題外であるから  
 とて三十三番六番の發言に注意を  
 求むれば文明琦君例により滑稽演  
 々たる説話をする

### 今村議長

早害民の窮状に

ついては聞けば聞くほど同情に堪  
 へない、當局の施設についても遺  
 憾の點が多いといふことであるか  
 ら各課に就き廢々救済施設を講じ  
 萬全を期しつゝある當局としても  
 それを十分の寄附することにし  
 た、故に三十三番の提案は適當の  
 時機に於て審議することに議場の  
 賛意を表すると保留となる

### 日程に入る

續いて日程に入り審問第四號より  
 八號まで一括議案とす

### 番外(堂本財務部長) 諸

同第二號以下の歳入豫算につき國  
 税及地方税の改正されたことに就  
 て説明するところがあり

### 伊藤議員の一大獅子吼

▲十六番(伊藤吉三郎君) 私は諸君からその上筋をばねて道路橋梁費に充てやうと云ふ様なことは餘りにケチ臭いと思つたのが反對の

一つそれから道地方費豫算に參與する道評議員が道地方費關係の會社に直接利害關係を持つと云ふことは他日地方費豫算審議の上にも公平を失するが如き場合が出来るかも知れないと云ふことを相違いたしまして評議員たるものは此の如き會社の株式を持つと云ふ事は遠慮すべきものであると考へました事も反對の一つそれから外に種々の理由もあるが勢ひの越へる所自然

て置きたいと思ひます。前掲し先づ共榮自動車關係に付て恰度知事閣下を初め道幹部の大異動がありまして何れも御責任奴々の事で詳細な事は未だお解りになつて居るまいかと存じますので一通り昨年の道評議會に於ける状況を申上げて置くことが何彼に於て必要であらうかと存じます。昨年の道評議會に於て道路橋梁費基金造成の目的を以て道地方費が一萬圓を出資して自動車會社を新規に設立すると云ふことが多數者の協賛に依て決定されたのであります。須藤知事は會社設立に付き道評議員由より五名の創立發起人を無記名投票に依つて選舉當選者は辭退すること無く絶体に之を承諾する様にとの事を申されたのであります。當時私は少しく感ずる所もありまして可成遺憾方針を以て會議に參與したのであります。したが當選は絶体承諾する様にとのことであり、無論株式會社の創立發起人たる以上株式會社の有と云ふことが第一條件になりますので私は遂に一言を發せざるを得なかつたのであります。

本員は道地方費が自動車會社に出資し半官半民的の共同事業を起すと云ふことには大反對の意見を持つて居つたのであります。それも廣い意味に於ける社會政策的見地から道全体を統一して極めて安い料金の車運もうんと増加して一般

### 細民階級

にまで文明

の惠に浴せしむるものであるならば大よろしいが自動車會社が

# 民業壓迫

に陥るやう

なことがありはすまいかと考へ  
東に角をうした様な理由で私は例  
へ創立發起人に皆様が御投票下さ  
つても斷じて御受は出来ないとい  
ふ意志表示をしなければならず  
絶對にお受けしないと云ふ意味で  
一言お断りを申述べた様な次第で  
あつたのであります

中谷君はいつと新聞などで道營  
自動車を満場一致で云々と云ふ  
ことを言はれて居りますが私共  
には満場一致と云ふ言葉は少々  
耳ざはりであります、殊に昨年  
決議になりましたのは新に會社  
を設立する筈で五名の創立發起  
人まで決定した様な次第で既設  
會社に手を觸れる様な話では無  
かつたのであります、然るに其  
後創立發起人に對してはヨリ以  
上有利な方法を講究中であるか  
ら乍折角創立發起人の件はお断  
りして置くこと云ふことで五名の  
諸君は何れも断られ、いつの間

にか韓文東海の二自動車會社と  
手して共榮自動車會社と云ふ  
のが出来上つたのであります

自動車會社は資本金四十一萬  
圓の全額拂込済の會社であります  
が巷間傳ふる所或は新聞紙の報  
ずる所によりますると會社より十  
九萬圓の株式寄附を受けそれに換  
算の二萬圓を加へて二十一萬圓即  
ち四千二百株の所有者となつたと  
の事でありますが果してその通り  
に違ひはありますまいか先づその  
點を一寸伺ひます

番外 (谷士木課長) 事實であ  
りませ

## 十六番

共榮自動車會社の  
十九萬圓の株式寄附は新線が許可  
してやると云ふ交換的意味のもの  
であると思はれられて居りま  
すが、その真相は如何であるか

## 番外

(河野警察部長) 路線の  
許可は當然警察部長の権限であ  
るから地方費の方からは約束せ  
なかつたと思ふ従つて許す許さ  
ぬとの問題でないと思ふ

## 十六番

他の路線は許可せ  
なかつたか

## 番外

(河野警察部長) 無論警  
察部の権限によつて許可したか  
も知れぬが地方費には關係がな  
いと信ずる

# 九十五株は

## どろじたのか

買取てなく無償で貸與  
**實質は道が握つてゐる**

**十六番** 共榮自動車株式の考  
 課状を見ると、岡山北道地方費持株  
 四千百五株となつてゐるが九十五  
 株はどうなつてゐますか

**番外** (信原地方課長) 岩井氏に  
 配當は道地方費が受ける約束  
 貸しました

**十六番** 貸したといふが、  
 上の手續は何うなつてゐるか

**番外** (信原地方課長) 繼承した  
 ことになつてゐます

**十六番** 賣買であるか

**番外** (信原地方課長) 買取では  
 ない無償貸與である

**十六番** 一人に對して貸し  
 たとすれば

**番外** (信原地方課長) 知事限り  
 で出来ることであるから差支な  
 いと信する

**十六番** だんく株が減つ  
 て行くものと承知してよいか

**番外** (原信地方課長) 左様のこ  
 とはない御安心下さい

**十六番** 賣買は地方費が握  
 つてゐる一解釋してよいか

**番外** (信原地方課長) 左様であ  
 ります

**十六番** 取役は監督役に知  
 して株式の供託をしなければなら  
 んのであるがその株式は言はば身  
 元保證金の様なもの、何か會社に  
 對し擔保事件でも発生した場合は  
 處分さるべき性質のものでありま  
 た第三者から差押さへることも出  
 来る極めて不安心なもので地方費  
 の代表であるならば地方費代表の  
 肩書で取役になれるではないか、  
 何も賣つたり貸したりする必要は  
 あるまい

**番外** (信原地方課長) 請書を以  
 て充分に取縮つてゐるから心配  
 はないと思ひます

**十六番** 九十五株は五千圓

に相當するが請書は五千圓に相當  
 する價值があるか

**番外** (信原地方課長) 請書の内  
 容を申上ります

一、株式配當は無條件で地方費に  
 寄附すること  
 一、必要により何時にても無條件  
 で名義書替をすること  
 一、何等かの理由により名義書替  
 不能の場合は九十五株を買収す  
 るに必要なる金額を賠償する事

**十六番** 何人の保證か

**番外** (信原地方課長) 岩井氏と  
 保證人と連署で差入である

**十六番** 十九圓圓の株式は何  
 程の財産を積つてあるか

**番外** (信原地方課長) 株式で採  
 納したのであるから評議會にかけ  
 る必要はないと思ひます

# 自動車営業は

## 極めて危険な商賣

十六番 凡そ他の公共團體(十六番 東海鐵道の兩月働車)ち府とか學校組合とか商賣(十六番 東海鐵道の兩月働車)の昭和三年度の考試狀を見まとか云ふもの、(十六番 東海鐵道の兩月働車)を以てても(十六番 東海鐵道の兩月働車)の受入に付いては必ず之を受理(十六番 東海鐵道の兩月働車)社を合して二萬五千八百圓でありすべきや否やに付いては會議を關(十六番 東海鐵道の兩月働車)いて

### 多數者の 意見によつ

て決定することになつて居ります殊に内容の不安定であるものや若くは義務の伴ふが如き寄付の受入に付いては餘程考慮を拂ふなければならぬと考へます。申すまでもありませんが自動車は極めて危険な商賣でありまして間違へば何人か殺すかも知れません、その殺された相手の身分地位等の如何によつては(十六番 東海鐵道の兩月働車)

### 損害賠償

を出さねば

ならぬかも知れませんが現に私共も自動車営業した經驗を持つて居ります。或る女生上りのお婆さんを一人殺して何千圓かの損害を訴へられ結局千圓取られたことがありますが、それが爲に自動車と云ふものが恐ろしくなつて止めて仕舞つたのであります。道は之等の場合をも(十六番 東海鐵道の兩月働車)め考慮して居らるべきであります。

### 番外(信原地方課長) 地方警令

細則により會議にかけず取扱つた、金額拂込であるから負擔義務はない、傷害を與へても會社が責任を負ふから地方費に關係はない

### 塗り替へ

たばかりで

一圓の拂込をした譯でも無いのに一圓四十二萬六千七百九十一圓と云ふ老大な營業買收費になつて居るのであります。尤も中にはその後の賣收に係る二本良延君の支風の買收費が確に二萬三千圓と聞いて居りますから、それでも尚且四十萬三千七百九十一圓でありまして僅二萬五千八百圓のものが共榮と云ふ文字に替へただけ四

### 十六倍弱

に替りか

したのでありますから全く以て多くの外はないのであります。その時の自動車数は三十七臺と云ふこととありますから一臺の自動車が一萬九百圓強になるのであります。凡一萬九百圓強になるのであります。すが買れば一臺三百圓かそれらのボロ自動車が一萬八千圓と云ふことが果して正當なりと御考へにたりますか、之は營業權が見てあるだらう一体、營業許可權と云ふものは果して絶對的のものでありますか

### 番外(谷土木課長) 東海産業

入洋行兩會社の出資八萬七千圓

で利益は一ヶ年六萬圓から八萬圓をあけてゐる此利益からして四十萬圓の價値ありとして地方費は認め、尙發起設立であるから大邱地方法院の検査役選任を求めて検査した

### 番外(河野警察部長) 警察部

としては營業權は公認せぬ、實際は社に於て勝手に權利を稱へてゐるが例へ八萬圓十萬圓の權利代を拂つても許可の條件に合致せねば警察部は何時でも許可を取消するのであるから權利は認められぬ

### 十六番

只今拂込權利を八萬圓に昇格つたといふが、設立の際役員が六萬圓取つてゐるから會社はからつぽであるがそれでも八萬圓の價値ありと認むるか

### 番外(谷土木課長) 地方費は四

十萬圓の價値あるものとして二萬圓を拂込んだのであつて會社の内容に於ては關知せぬ

### 一割二分の

内容に於ては關知せぬ

## 配當は

### 不都合な行爲

十六番 自動車は一割に於ては損を齎かるが然し自動車は全部消耗品でありますから會社の内容が堅固にし地方費としても

### 危険防止

の立場から

先づ以て相當の償却金を要すると考へる。商法の決算の規定を見ましても損失の填補を爲すに非ざれば利益の配當を爲すことを得ずとある、普通會社の決算は創立費及權利金の如きが商法の所定損失の填補に該當するものと考へます

### 朝霧自動車會社は金力

朝霧自動車會社は金力、  
春景とし

株式は權力を背負とし互に譲を働  
 つて居る二大社であります共  
 榮は自動車五十萬で四十一萬圓の  
 社であり朝鐵は八十萬の外に大  
 邸を泉に販賣所を持つて居てそれ  
 で拂込三十六萬圓の而も販賣所だ  
 けで一年三萬圓の利益を擧げて居  
 るのでありますから内容の堅實さ  
 は到底共榮の及ぶ所ではありません  
 人がその朝鐵自動車會社の償却金  
 に付いて譲つて見まするに、車体  
 一臺を千圓の價值あるものと假り  
 に算定し残りの創立費、配利息の如  
 きは六ヶ年を以て

**全部償却**

すること  
 なつてゐる、かくしてこそ初めて  
 會社の基礎が安固なるを得ると思  
 ふ、總會には何人が出席して財産  
 權の行使をしたか、傳へ聞く所  
 依れば共榮自動車會社は今期一體  
 二分の配當をする爲に二萬圓の借  
 入金をしたと云ふ事でありますが  
 須藤前知事は會社が相當の償却を  
 して行く事が會社の堅實を計る所  
 以であるから八分以上の配當は絶  
 体にいけない、若しそれ以上の配  
 當をする様ならば席をけつて退席  
 せよと云ふことを谷君に命じたの  
 であるがそれにも拘らず會社が

**一割二分**

の配當を決  
 議したことは不都合である、然し  
 知事の承認を経なければ何時でも  
 右の決議は取消得るのであるから  
 今でも取消さぬことはないと云ふ  
 様な口吻を或人に洩らされたと云  
 ふ事を聞いて居る、洵に適當なお  
 話であると思ふて居るのでありま  
 す、が果して左様なことがありまし  
 たか谷君に一寸御伺ひいたし

**番外(谷土木課長)** 共榮の配當  
 が多過ぎるといふ話であるが併  
 し重役諸氏が満場一致で株主に  
 提案したのであるから黙許した  
 席をけつた云々は命令ではない  
 單に話であつて、其節須藤知事  
 は此土地の者でないから谷君に  
 一任するといふお話であつたが  
 自分の一言で第一期の總督を破  
 るには忍びぬから遺憾の意を表  
 して承認した二萬圓の借入は配  
 當の爲の借入ではなかつた

**谷技師に  
知事代理の  
権限があるか**

**十六番** 谷君が道地方費を代  
 表したと言ふことでありますが道  
 道地方費令第一條  
 道地方費に關する事務は道知事  
 之を擔任す  
 第九條 知事事故あるときは官等  
 の順序に従ひ事務及其職務で代

知す

**十六番** 技師は官の命を受け  
 技術を司る  
 とあるが谷技師が知事を代理する  
 職能があるか  
**番外(信原地方課長)** 知事の特  
 命を受け委任状を持参したので  
 あるから差支ない  
**十六番** 地方課長は副法を御  
 存じないと見える、株式會社の委  
 任状は株主以外に無効ではある  
**番外(信原地方課長)** それでも  
 有効であると信する



伊藤 義 員

# 道會議議雜觀

▲空合は益よりして今にも響に  
りそうだが、歐倫北道評議は  
明るい▲出席議員三十五名、  
島の出親君と、安東の李君、  
奥府の外幾んど全部の出席、  
御勉強である▲四五年前迄は  
をとつて冠を戴いた議員が五六  
人あつたが今日では古い風俗の  
貴族は見えなくなつた、見渡した  
處朝服が五六人、日本服が三五  
人、他は何れも背廣 モーニング  
の洋服姿ばかり、文化は之れだけ  
進んだ事が議場に現はれる▲今村  
知の議長振りは鮮かなもの、流  
石に政黨政治に鍛えられた閃きが  
見える、態度充分で議場の統率に  
際が無い▲議第二日目(六日)  
午後一時三分開會、日程に入る前  
にと前提して三十三番(文明)が  
一番槍の名乗りだ、曰く東北の  
早害の惨状、曰く救済方法、曰く  
我々は諸費を節約して棄つても買つ  
て罹災地を賑はしたい▲才子文明  
琦、人氣取の親王、文明琦君の提  
唱に御尤も千萬、善小なりとて爲  
ざる莫れの格言がある、議員が  
一日一圓宛節約しても十日間には  
一人十圓の節約が出来る、三十七  
議員で三百七十圓は集ると採算し  
たのは文君が、謙傲で抜け目が無  
い▲二番槍を承はつたのが六番  
(兼城金兼)之は又昭和四年度  
歳入出豫算に就て意見を陳、勿  
論まだ日程に入らぬ、其案を一議

に附してないのに得意で質問や  
ら意見を陳べる、御叱咤に之を  
通譯される、苟くも議員は多少し  
議事法を心得てもらひたい▲十八  
番(關口)は議事進行に就て六番  
の腹案を責め日程に入らぬ前に  
戦や意見は無用、文明琦君の御  
見は御尤もだが議事が済んでか  
適當の時に協議するのが至當だと  
は流石に執任議員のピカーである  
▲今村知事は被害民の窮状は聞け  
ば聞くほど同情に堪へぬ、人類が  
死線を越ゆるや否やは一大問題で  
ある、従つて局に當るものは勿論  
總ての人々の力を合はせて救済に  
邁全を期したい道院部のものも  
助の一端として進んで應分の寄附  
をする事にしてゐる、三十三番の  
御説は至極適切と存じますから適  
當の時を選んで實現を期したいと  
懇請を露はして賛意を表した▲  
から日程に入る旨を宣し番外(堂  
本財務部長)から歳入豫算編成に  
就て懇切なる説明がある▲二十八  
番(池田)三十九番(杉原)十六  
番(伊藤)の三議員が先乗りを争  
ふ、十六番(伊藤吉三郎)が先鞭  
を奮つて咳一咳、先づ其案自動  
會社關係に就て質問の矢を放つ▲  
道地が費用有株四千二百株の内  
十五株が不足してゐる理由如何の  
質問には信原地方議長が矢面に

つた、無償でもつて株非違假氏に  
貸した、便宜名義を書換へた▲  
分は知事限りで出来るよ云ふ答  
に伊藤氏は納得しない、然らば道  
の持株はダン／＼減つて行くもの  
と見て差支無しやは痛い處▲重役  
責任は監査役に提供してある等  
だが之は保證の意味も加はつてゐ  
る損害があつたらどうするか、議  
書を取つてあるから心配無いは少  
じ心易立が過ぎる▲信原君、道及  
に堪へ兼ねて遂に議書の内容を公  
開してしまつた▲其案の設立後他  
に新線を許可した弊例ありや、其  
案以外に新線を許可せずと云ふ特  
約があると云ふが事實如何と詰め  
寄つた▲河野監事部長、許否は監  
事部長の扱ふもので地方議の關す  
る處で無いから左様な特約がある  
筈が無い、其案以外に新線の許可  
が無いとしても何等特約の事項を

答式に總巻物を纏廻ける様に懸け  
 て行く△伊藤君の質問は追々鋭く  
 其業の前身、東海、韓文の内容に  
 及びや、營業權は公認のものな  
 らず許可條件に反すれば假令百萬  
 の資金を投じてあつても許可を得  
 ずと河野部長は喝破する△東海  
 韓文は解散に當つて重役の特別  
 當六萬圓を取得して會社はカラ  
 カラであるが尙且四十萬圓の借債  
 ありや△裁判所の監査を経て四十  
 萬圓と鑑定したのに不思議はある  
 まいと谷君の防戦振り△本問題に  
 して參與の中の在來權が谷君  
 一人、伊藤君は學務課長から地  
 課に轉じた罷斯けの在來權、二人  
 とも悪い錢を抽いたものであつた  
 知事始め幹部は何れも所參、批  
 たらば之が改めんりみの面持ち、  
 伊藤君の太刀風は知事の面前には  
 微風ほどの揺ぎも無い△其業の  
 第一割二分は須藤知事と反野で谷  
 君は其命を受け總巻に纏むたの  
 事實か△とは鳩脛に觸れてる、谷  
 君之を否定しない、遺囑の意を  
 して第一回總巻が無事に済ませた  
 と追々真相が明かになる谷君重  
 て自分は金櫃を帯びて此決議に加  
 つた、今更知事が其業第一回の決  
 議を取消することは不可能である  
 徹する△持つてましたと計り伊  
 君は道地方費令第九條の疑義を質  
 し道地方費財產權の行使が谷君に  
 出来るか△知事の持命を受け、不  
 任状を持つて谷君が臨むたのであ  
 るから徹利行使は差支無しと信原  
 君の答辯△地方課長は附法を御存  
 じ無しと見える株式會社の株主權  
 行使は株主にあらざれば出来ぬ  
 それでも有効かとえぐる△此時  
 十分議長長響らく休憩を宜した

# 府協議會員の

## 四年制を熱望し

全鮮に魁けて運動か

【平壤】平壤府では府協議員の任期三年制を一年のぼして四年制とすべくすでに上司に交渉をしてゐるが、松井府尹は府協議員の任期が短いので改選々々で府、議員兩者とも實に煩にたへぬばかりではなく、満選したかと思へば三年でまた改選となる、漸く府政が判つていろ／＼の計畫をたてこれから實行といふ段取りまで進んで満期になるやうでは甚だ困る、そこで四年制にしたい考へで上司に伺つてゐるが、これは獨り平壤ばかりではない、各府同様だから或は全鮮の府に檄を發して一致の歩調で實現に努むるやうになるかも知れぬといつてゐる

氏はいよく組合の工事も一段落をつけ氏の就任目的が達成されたので、近く勇退に決した模様でその時期は三月末乃至四月上旬に舉行される竣工式直後とみられてをり、後任組合長については種々取沙汰され一時水口前副組長の就任説等があつたが、工事完成後の組合としてはかうした知事級の組合長を必要としないので、結局理事制をとり、經費の節減をはかるものとみられてゐる

社説

道評議員解任

立憲政治の本義

道評議員が選挙返上案

を可決したことは今後の地方

行政運用の上に重大な影響を

与へたのであることか指擡を

しておいたが、果然金北道評

議員でも水電に對する道の廉

價は民衆の利益を度外視し、

一黨利會社の利益を擁護した

か、の剛があり飽くまでも道の

非を糾弾し場合に上つては、

斯かる無識意の選擇算は批議

に及ばぬとの理由で返上議が

硬直し、各議員が各々盛議中

であると傳へられ十二日の本

議は相繼ぎ解任すると見られ

て居る、若しこうしたことが

流石の傾向を取ると朝鮮統治

上由々驟大開闢で、露大な結

果を招來することを豫め勢

慮する必要がある、朝鮮にお

ける府廳議員または道評議員

が自治的訓練への一階梯であ

ることを知るべき、諸閣僚

としての使命は軍民大なるも

のがある。

普通選學校一面二控完成年度の

延長から統制した際閣の諸議

議院は算返上案を可決し、

豫定を一日繰上げて閉會と定

つたが九月午後二時、臨時選

昭和四年度豫算並にこれ附

属する各議開案に對し、院案

執行の指令が總督府から閣

須藤知事あて拜呈し、同時に

議院に拜成した十四名の議員

に解任の認可を與へ職權を認

表した、勢ひの趨く所とし

た高麗院案もまた止むを得な

いとすると、それだけで何問

題が凡て解決したと思つたら

大變な開闢のである、開闢は

これによつて更に強烈となり

内閣化したことか忘れてはな

らない、大正九年道評議員選

置以來、我々今日まで廳議に連

歩の歩程を進つて來た、半島

の政治的軌跡の上に再び戻選

しつかない汚點を止めたこ

とは遺憾に堪へない。

三

生田内務局長は須藤知事の

つた措置は適當と認める、一

部評議員が僞慢は遜の言を

吐き須藤知事の請願に應じな

つたことは、朝鮮總督府道地

方議會第十四條により職權を

授、または依職權を擯した行爲

と算做すことが出来るその理

由で解任の認可を與へたが、

これによつて選挙の責任を

負ふて公職から去つた議員の

職權は濟んだが、かくの如き

未嘗有の變態が惹起した政治

的責任は果して何れに歸屬す

るか、立憲政治の本質は責任

を明かにするにあることは云

ふまでもない、我々は生田内

務局長の言を何等の關係なし

にそのまま肯定するが、來

るべきものは何か、院議機

として、の道評議員根本精神

を認は現代政治を理解するも

の、堪へられない苦慮である。

# 原案を一致可決

## きのふの本會議で

二日開に再び第一と第二に分れて委員會を開いて北道評議會は十一日委員會を終つて本會議に引直し再び第一會議に移ることとなつた、委員會では何一つ問題もなく殆ど一瀟千里的に議案を審議し殊に第二部は僅に一日で議了してしまふ有様で、各地で色々と通評議會の紛糾が繰返されて居るとき木道だけは一つそらした支障もなく閉會があつたと二日に差違つた、開會前からは厭な天候模様であつた天候は遂に雪となつたが明るい議場の空気が前例に従つて讀みか省略して原案全部を一氣呵成に可決すると見られて居る午後一時振録定刻より遅れて一時十分今朝長野會を宣す

## 三百八十萬圓の

## 道地方費豫算

### 僅か十五分間で議決

川原者三十五名、議院の報告があつて議院諮問案第二號案より十一號案に對する報告を求めると第一委員長元田武雄氏は起つて

**元田君** 教育費、土木費、衛生費については各委員から熱心な質問があり之に對し道當局から御懇篤な説明があり内容が明かになつたので全部原案を承認して第二讀目に移すべきものと

部も全部原案を承認して第二讀目に移すべきものと可決したと報告し伊藤吉三郎氏は

**伊藤君** 第一、第二部の委員の結果について各委員からたゞいま御報告がありましたが無れども慎重審議したもので讀會を省略して可決したいと思ひますと讀會略の動議を提出するや關口、文部、琦岡氏の賛成があり議長これか

起り動議成立、次で第二、第四から第八及び第十號から第十一號諸議案を一括して起立に問ふや委員起立して原案可決確定、次で第九號諮問案兒童獎勵資金特別計歳入出豫算及地方稅徵收規程改正の件を議題に供するや關口氏讀會略の動議を提出し、これまた動議成立し委員の賛成を得て原案通り可決確定した、かくて議案全部を原案通り一瀟千里に可決確定して議長休憩を宣す、時に一時二十五分この間開會後僅に十五分で三百八十萬圓の總豫算その他を議決した

部が述べ第二部委員關口氏は土木、教育、衛生の議案を除いた爾餘の第二部委員會の經過につき

**關口君** 委員會におけ、詳細な説明は避けるが畿入臨時第三款の朝鐵その他からの附金一萬圓の内容並に、共榮自動車會社より多額の寄附金のあつたことは昨年道評議會決議の趣旨に反するものであるから詳細説明されたといふ質問があつたが、道當局は公開の席上發表困難の事情があるから御承を願ひたいとの答辭があつた結局第二

## 癩病患者

## 限地收容の建議

### 反對賛成兩派に分れて討議

### 一部修正で原案可決

午後一時三十分再會議長先づ崔君提議理由を説明しこれに對し中江君提議を求め

**中江君** 崔議員は昨年熱心患者限地收容の建議案を議題に供す(建議案助議)提議者崔君

4.3.12

丑山港の

築港

建議案を可決

牛車以上の賛成があるら速かに御採決されたいと希望し中谷氏賛成者の一員として簡明に賛成意見を述べたいと願提して賛成演説をなした

建議案に上つた

共榮自動車

反對の意見も出る

撤回された自分は當時からいまま尚反對意見を有して居る旅客を作ると却て癪病者が集まつて来る反對結果となるので地方費でなく國費として適當の場所を設けられたいと反對し鄭雲次氏建議案に賛し鄭君 癪病は地方病的で既解に多く約一萬の患者があり毎増加しつゝあるから宜しく満場一致兩腔の同情を以て賛成されたいと述べ日浦氏は國費への前提として賛成し李愚農氏また人道上から酒として賛成演説をなした江、崔君 國費を希望しますが若し國費が悪いとすれば地方費から又出されたいと答へると洪在淑氏は寧ろこれは建議案とせず十二三日において要望として提出したいと撤回を希望し崔氏建議案執つて譲らず李愚農氏提案を一修正して採決されたいと希望し江、洪氏もこれに賛し中谷氏た修正案を支持し議長讀出を省

次で池田佐忠氏提案共榮自動車の建議案を議題に供し建議案附議後にこれが提案理由を説明すべく池田君起立して共榮自動車會社設立の經過を述べ

池田君 朝鮮鐵道自動車會社の前身は自分が大正十一年に七萬五千圓で創立したものであるが、數年の後には現在のやうに擴張の約四倍の三十萬圓となつて居ること

伊藤君 共榮自動車の事業が有利であるから本事業は永遠にこれを繼續して貰ひたいと云ふ條に拜聴しましたが時勢と時代の變遷に際してはいつ改革も必要とするかも知れず永遠に繼續すべしとする窮屈なことを決議する必要はない(以下次號)

の不況時に莫大な利益を擧げる自動車利益を二百三十萬の道地に頒ち、道路橋梁の維持費に充當したいものであると事業の有利から説き起し民衆の壓迫でないこと論じ内地における公共事業の大勢を論じ許可權についても警察部だけに止めず内務、財務とも協議の上決定されたいと述べ道地方費は僅二萬圓の出資で莫大の利益を受けて居るが利益の配當は年八分に止める必要があると論じ、その餘の利益は道地方費に使用すべきであるとなしこれが經營並に監督については宜しく道當局が善處されたいと希望し、に御諮りの上速かに

# 自動車問題建議案で

## 兩雄の一騎討ち

伊藤議員と關口議員

民報

3. 13

### 慶北道評議會

自動車問題では必ず何等かの波瀾がいま一冊繰返されるものと何人もが豫想して居たが、果然池田伊藤氏を先頭に起て、第六日(十一日)の議場に建議案が提出された、だれ氣味の議場は漸かに極度の緊張が來し、池田氏の提案理由の説明は大した反響を議場に喚起しなかつたが、地路雖然たる伊藤吉氏の反駁論と關口老の賛成論は第十回評議會の垂として議場を震動させたが、その討論の跡を振り返つて見ると一は堂々たる政治論であり一は法律論を傾向から振擧げた議論で大向ふの喝采を博した、次で慶北道専門學校の建議案を縦横一致可決し午後四時五十分無事閉會した

# 理想は自由營業

建議案提出の必要なし

と云ふ意味で反對する

## 伊藤吉三郎君の長講

池田佐忠氏の建議案の根據理由の說明に對して伊藤吉三郎氏は大要次の如く反對論を試みた

二十八番から建議理由の詳細の御説明がありましたましたが要は其業の業績の良好なるに鑑み永遠に本事業は繼續して行きたいと云ふ結論である様であります、云ふ永遠と云ふことは永久無限と云ふことにも解釋が出来ますが時勢の變化と情勢によりましては何時變政を加へねばならぬかも知れない、而も今何人も此事業を止めやうと云ふ様な意見を出して居るものも無く現に着々仕事をやつて居るものを今更永遠無限に繼續して行かうと云ふやうな窮乏な決議をして置く必要がどこにあるかは私には判り兼ねますが、按ずるに本案が提出されました動機は私の過日の第一讀覽に於ける質問に因を發して居ることは推知するに難くないのであります、依つて私は少しく私の所信を申述べて本案に對する私の賛否を表明いたしたいと存じます

本員が過日第一讀覽に於てなした質問は決して破壊を目的として質問ではない、假に破壊的言辭

があつたとしてもそれは建設の前の破壊であつて決して破壊のため

の破壊ではないのであります、私

は前任者が道路標架費維持基金造成の目的のために計畫いたされた自動車の問題については幾多

の弊害の事實がある、

即ち極端なる民衆壓迫の事實、若

くは新線に對する特權認可の事實

に對して之れが如何に人心に反響

するか考へたのであります、假

令目的は至純であると致しまして

も斯の如き手段に訴へてまでも地

方費財源を作ると云ふことが果し

て善良なる風俗を維持し社會の秩

序を保つ所以でありますか、風

紀の維持や綱紀の肅正は先づ以て

爲政者が範を垂るべきものである

と私は深く感したのであります、

幸に新知事閣下は「嚴正に公平

に道民の幸福の爲に盡す」と云ふ

お言葉でありますので今後再び民

衆壓迫が繰返され、若くは新線に

無く極めて  
明る い政治が行はれ

社へず或種の不安を感じて居る共  
宋丸一以外の他の自動車業者  
大に安んじて營業し得ることに  
なりました事か感謝して居る次第  
であります。二十八番は民業壓迫  
はないと云はれましたやうであり  
ますが私の手には動かすべからざ  
る民業壓迫の事實が澤山あるので  
あります。又或社に特權を附與  
したやうな形跡も確にあるのであ

ります。然し一丸と申しました  
至極を打つて一丸とする自動車政  
策の確立を見るならば、恐らくそ  
れについての異論者はあるまいと  
思ふのであります。然しこの場合私

の理想論から申しますと國家  
の發造物たる道路にいつまでも垣  
をゆつて置くことは如何なものか  
あらうかと思ふのであります。今  
日の自動車は昔の人力車でありま  
すからどこへでも自由營業主義で  
やらせば自然料金もややく客にも  
親切になり

# 満腔の信任を

## 知事に捧げやう

は一番好都合のやうに思はれます  
これは私の理想論であります。兎  
に角地方費と致しましては前任者  
が變体ながらも共榮自動車會社と  
云ふものをこしらへ多少の財源を  
も得て居ることありますから、  
これを破壊することは穩當で無い  
折角出來た以上にはこれも長養し  
て行くがよからうと思ひます。同  
時に至極を打つて一丸と爲し得  
るならば禍根を永久に絶つ所以か

### ◆細民

階級までが自動  
車なるものゝ有難味を感じるやう  
になると思ふのであります。私の  
聞く所によりますと牛期に十幾  
輛の配當をした會社もあつたと云  
ふ事てあります。元來斯く如く  
自動車が儲かると云ふことは一面  
に道路專有の特權があるからであ  
ります。然し參與の御説中にも  
ありました如く鐵道網の不完全な  
る朝飯の現状に於ては自動車は重  
要なる交通の任務に服して居る譯  
でありますから、或程度の保護を  
加へて行くことも亦必要の事と存  
じます。故に今直に自由營業主義  
に進むことは出來ますまいが非常  
に儲かる線に向つては二線でも三  
線でも許可をし、儲からぬ線に向  
つては

### ◆保護

を加へて行く  
やうにすることが一般民衆の爲に

下は、幸に「公正に公平に道政の幸福の爲に盡す」と云ふ極めて有難い言葉でありましたので、私は満腔の信任を捧げて閣下の御裁量に御任せ申したいと存じます

### 前言訂正

尚この機会に於て私は私の前日申述べました言葉の中で間違のあつた點を訂正して置きたいと存じます、私は中谷君が満場一致云々と言はれることは耳障りである云ふことを申しました

## 道評議會の權威の爲に

### 建議案に賛成する

### 關口翁の意見

伊藤議員の反對意見に對し關口氏は賛成演説を試みるべく議長を呼び  
關口君 私は賛成者の一員として演説の面目と權威の爲に一言申述べたい、二重團の豫算が昨年の委員會、本議の満場一致で通過したことは、いま伊藤君の云つた通りで既に前説を取消されて中谷氏に陳謝されましたので敢て追窮しませんが、先日の委員會の席上菊山内務部長は其意自勵車の將來は多岐協議員の見によつて善所すると述べられたが多数でなく全會一致の希望だと御承知願ひたい、苟くも道評議員としてその任

### 威力

が加はつてはいけないと思ふのであります、要するに私は或種の特權が認められ或種の威力が行はれた事實に對して道政改革の爲に新知事閣下の御方針を伺つたまでであつて決して破壊論を主張した譯ではない、只疑義の存する所を明かにすると云ふことは公人としての當然の職務であると思つて質問したに過ぎないのであります、然るに新知事閣

が懸つたわけである、内務部長は空気の動きを以て云々と云はれたが伊藤君以外に反対者は一人もない、伊藤君が反対意見として色々述べられた理由即ち綱領の修正等の抽象論には毫も耳を借す必要がない、われ等の心は動かないので今更考へる必要はない、民業壓迫にしても自動車營業を一方に許可して一方に許可しなければ許されないもの

は民業壓迫と云ふ、小さい問題では湯屋、鐵工所等がそれ、適当な地方費の會社であるが故に、そう考へられるまでのことである、金道を打つて一丸とした自動車營業は賛成だが道知事の職限としては許されないもので、法令の改正を前提條件とする、要するに道評議會の權威を保持する上からも伊藤君の説に賛成し兼ねることを申上げて本建議案に賛成するものである

お願ひして置く、満ち一致と云ふことは既に聲明したから再びこゝに聲明しないが閉會の直後議場がザワついたと云ふことは當時の新聞記事に見ても明かである、次に民業壓迫については一方に許可し一方に許可しないと云ふやうな問題とは本質において異つた問題で、新線の許可によつて既得權者に脅威を感じしめることが民業の壓迫であると云ふことを御承知ありたい、本員は別に議論を横へて討論したくないが議論の論據は明かにして置きたい、池田氏は本員が「自動車は時代遅れ」と云つたやうに云はれたが道路に牆をするに云つた聞誤りと思ふからこれ以上申上げる必要もない、動議に反対したのは事体そのものに反対でなく共榮を育て、行くことに異論はないが永遠に存続すると云ふ様な窮屈な建議案を必要としないと云つたまでのことよく御承承を願ひたい

# 建議案通過

## 反對者僅に二三名

次いで池田君再び發言を求め

池田君 自動車は時代遅れと伊藤君は云はれたが内地の都市では民業と競争し難いので達した今日でも決して時代遅れとは思はぬ、僅かの民業者のために二百三十萬民衆の民意を無視することは出来ない、自分は郡民八萬の民意を代表して居ると主張の合はない遊説を試みれば伊藤吉三郎君議長を呼んで悠々と

して起つ伊藤君 本員の意見を大部間違つて開かれて居るやうであるがこれに對して一々反駁することは時間が許さないから最も重要な二三の論點について釋明をする、本員は決して共榮自動車を止めてしまへとは云つて居ない、折角前任者が作つたもので多少でも地方費が財源を得て居る以上これを長養し完全な發達を遂げしめたいと述べ居る筈である、間違ひのないやうに

と敵の急所を突いて行く所議場の雄であり稀に見る論客として頭の良い所を遺憾なく發揮し議場は開會以來緊張の最高潮に達したかの感がある、かくて議會省略、探問に入り賛否を起立に問ふと七名を残した外は全部起立(賛成)建議案は絶對多數で通過した

# 醫專設置要望

## 満場一致で可決

次で提案者伊藤吉三郎、徐内朝、  
氏、賛成者二十六氏の  
慶尙北道に醫學專門  
學校を設置方要望の  
件

を議題に供し提案理由を説明すべ

伊藤君 本案は多年の懸案  
で理由は極めて明々白々であ  
から省略する、只われは  
腔の誠意と熱心を有して居る  
とを附け加へて満場の御賛同を  
願ひたいと思ひます

と簡明直截に賛同を求めると  
日浦君 本員は賛成者の一  
員であるが右要望に「醫學講習  
所の卒業生に無試験で開業醫の  
免許を附與するの件」を追加し  
たい

と修正案を提出する、議長提案者  
にこれを諮れば伊藤議員同問題に  
對する警察部長の態度を聞く

河野番外 本府に交渉中  
であるが困難な模様で確かな所  
は判つて居ない

と答へる、かくて中江氏原案に賛  
し修正案の切放しを希望し關口氏  
又これを支持したので伊藤氏から  
日浦氏に切放しを交渉し日浦氏修  
正案を撤回する、次で李恩震氏の  
助議で讀の省略、満場一致で要  
案を可決し午後四時五十分散會

聲明書日録公表

東萊温泉に會合し

十四名連名の上

無定見、無方針と痛罵して四年度  
地方費豫算案の返答を敢てした慶  
南道評議員十四名が諮問拒否、當  
局不信任の理由によつて解免とな  
つたは既報の如くであるが被免  
は十一日夜東萊温泉に會合して  
論議をした末十二日左の如き長文  
の聲明書を被免議員等の名を連ね  
て發表した(釜山)

聲明書

今般慶尚南道々評議會に於て豫  
算返上動議に賛成したとの理由  
に基き下名等の十四人は本月九  
日附を以て解免せられたる事に  
至りたる以上は我等の眞意並に  
其の顛末を表明し二百萬の道民  
に訴ふる必要を感じた吾等如何  
に無智とは言へ今演評議會の地  
方自治制に基き決議機關にして  
評議員の職能も自ら限度ある  
ことは充分に承知し決して誤權  
の行動を好むもの非ざるなり  
然れども與下朝鮮にありては所  
有聖達の礎なりたり所有文化の源  
泉たる教育施設を敢て意に遅延  
し而も爲政者の公約たる昭和六  
年度迄の一面一校完成聲明の取  
消問題に對しては二百萬道民の  
總意を忠實に表現すべき責任上  
到底過越すること能はざるのみ  
ならず道徳上斯る惡例を防ぐ爲  
極力消當局の反省を促したるに  
明會以來消當局は吾等に對し到  
底反對するの餘地なきまでの強  
硬態度を以てあく迄年度繰延  
固執するに付き吾等も斷然所  
に向ひ過越するの餘儀なきに  
れり然るに今消當局より發表  
たる吾等解免の理由を見るに  
一部評議員に於ては前  
の此事あるを察知し同志を糾  
して結束を固め組織的に議場  
を亂せしめむことを企圖せり  
〔凡吾等を誣ふるも甚しきも  
り〕議案も提出せず豫算編  
要の説明もなき以前に於て  
如何に之れを察知し得べき  
りに事前に於て知り得たり  
ればは道當局より事前に

於て之れを漏洩し以て我等に挑  
戰したるものと解釋するの外な  
し吾等は山下地方課長の説明を  
聞き始めて之れを知り公々然と  
善後策を演説したるは事實なる  
も如何なる問題に對しても個見  
の偏執を避け多數の意見を綜合  
するが如きは寧ろ當然に非ずや  
之を以つて組織的に議場の混  
亂を企圖せりと誣ふるは諮問機  
關議員たる者は偶語の自由たも  
も許さずとの意味にして吾等は  
只吃驚するの外なし次に豫算返  
上の決議は知事の諮問に應ぜざ  
る意思表示にして知事の諮問に  
應ぜしむる爲任命したる道評議  
會員が知事の諮問に應ぜざる意  
思を明示したる以上其の儘職に  
在らしむること能はずして解職  
たりと斯る聲明も消當局の主觀  
的認定にして之又吾等の意を誣  
ふるものなり何となれば吾等既  
に現制度に依る諮問機關に參與  
したる以上其の職責たる審議  
を拒む吾等且第一號豫算案の  
返上決議は審議を拒否したるに  
非ずして道教育方針を立直し再  
諮問を要求したるに過ぎず尙返  
上決議に於ても他の諮問案に對  
し審議を繼續したる事實あれば  
なり然るに議長は自らの解釋を  
以て不信任なりとか諮問拒絶な  
りとかの判斷を下し突然審議中  
の諸案を撤回したるに拘りず其  
の責任を吾等に轉嫁する如きは  
と云ひ得べきや要するに吾等を  
道政の圏外に驅逐せんが爲め制  
度の缺陷を楯とし事實にあらざ  
る理由を強ひて附會したるに外  
方費令第十四條を吾等の行動に  
適用したるが如きは以上の事實  
に徴し専ら感情に出でたる不當  
の處置と云はざる可らず  
然れども我等は解免せられたる  
を毫も遺憾とせざるのみか寧ろ  
制度缺陷の犠牲として大に覺悟  
する所あり但我が子弟の教育施  
設は二百萬道民の努力に俟つの

昭和四年三月十一日  
慶尚南道被解免道評議員  
鄭震基外十三名

右解免道評議員の聲明書を見て其  
消息通は左の如く誤を指摘してゐ  
る

全部とは言はないがこの聲明は  
牽強附會の點が多いかゝる聲明  
がの少くとも事情にうとい一部  
人々に信ぜらるるに到ることは  
慶南道當局に取つて氣の毒なこ  
とであるかゝる聲明をなし一人  
一上がりやを言つてゐるが若し事  
の真相を公表されたら全く立場を  
失ふ評議員を生ずることを私は  
知つてゐる、聲明書中結束して  
事をかまへた、事實なしと強辯  
してゐるが結果の事實は十分ある  
しこれに對しては事實を指摘す  
ることも出来る、又豫算返上の  
決議が豫算審議を拒否したもの  
でないといふ解釋はどうしても  
生れない、假りに評議員が言ふ  
如く豫算案の返上が道政の考慮を  
促し、道をして教育方針を樹立  
さしめ再諮問を要望したものと  
しても問題の一面一校は道の豫  
算とは全然無關係なことである  
その關係のないものに對し道豫  
算の編成等を要するが如きこ  
とは評議員の要求が餘りにも苛  
軌を逸してゐると斷せざるを得  
ない、何れにしてもこの聲明書  
は事後の結果に鑑み糾復的なも  
のと見るより外ない

某消息通語る

立場を失ふ者があらう

# 東萊溫泉に會合し 十四名連名の上

無定見、無方針と痛罵して四年度  
地方費豫算案の返答を敢てした  
豫算評議員十四名が諮問拒否、黨  
局不信任の理由によつて解免とな  
つたは既報の如くであるが被免  
員は十一日夜東萊溫泉に會合して  
論議をした末十二日左の如き長文  
の聲明書を被免議員等の名を連ね  
て發表した(釜山)

## 聲明書

今般慶尚南道々評議會に於て豫  
算返上動議に賛成したとの理由  
に基き下名等の十四人は本月九  
日附を以て解免せられた事茲に  
至りたる以上は我等の眞意並に  
其の顛末を表明し二百萬の道民  
に訴ふる必要を感じた吾等如何  
に無智とは言へ今演評議會の地  
方自治制に基く決議機關にして  
評議員の職能も自ら限度ある  
ことは充分に承知し決して誤解  
の行動を好むものに非ざるなり  
然れども現下朝鮮にありては所  
有の運の礎たりたり所有文化の源  
泉たる教育施設を故意的に遅延  
し而も爲政者の公約たる昭和六  
年度迄の一面一校完成聲明の取  
消問題に對しては二百萬道民の  
總意を忠實に表現すべき責任上  
到底黙過すること能はざるのみ  
ならず道徳上斯る惡例を防ぐ爲  
極力道當局の反省を促したるに  
開會以來道當局は吾等に對し到  
底反駁するの餘地なきまでの理  
由を徹底せず言を左右に託し尚  
壓的態度を以てあく迄年度繰延  
を固執するに付き吾等も斷然所  
信に向ひ邁進するの餘儀なきに  
至れり然るに今道當局より發表  
したる吾等解免の理由を見るに  
曰く一部評議員に於ては事前  
豫め此事あるを察知し同志を糾  
合して結束を固め組織的に議場  
を混亂せしめむことを企圖せり  
と之れ吾等を誣ふるも甚しきも  
のなり議案も提出せず豫算編  
成概要の説明もなき以前に於て  
吾等如何に之れを察知し得べき  
か假りに事前に於て知り得たり  
とすれば之は道當局より事前に

於て之れを漏洩し以て我等に挑  
戰したるものと解釋するの外な  
し吾等は山下地方課長の説明を  
聞き始めて之れを知り公々然と  
善後策を演説したるは事實なる  
も如何なる問題に對しても個見  
の偏執を避け多數の意見を綜合  
するが如きは寧ろ當然に非ずや  
之を以つて組織的に議場の混  
亂を企圖せりと誣ふるは諮問機  
關議員たる者何偶語の自由たも  
も許さずとの意味にして吾等は  
只吃驚するの外なし次に豫算返  
上の決議は知事の諮問に應ぜざ  
る意思表示にして知事の諮問に  
應ぜしむる爲任命したる道評議  
會員が知事の諮問に應ぜざる意  
思を明示したる以上其の職能に  
在らしむること能はずして解職し  
たりと斯る聲明も道當局の主觀  
的認定にして之又吾等の意を誣  
ふるものなり何となれば吾等既  
に現制度に依る諮問機關に參與  
したる以上は其の職責たる審議  
を拒むべきなく且第一號豫算案の  
返上決議は審議を拒否したるに  
非ずして道教育方針を立直し再  
諮問を要求したるに過ぎず尙返  
上決議に於ても他の諮問案に對  
し審議を繼續したる事實あれば  
なり然るに議長は自らの解釋を  
以て不信任なりとか諮問拒絶な  
りとかの判斷を下し突然審議中  
の諸案を撤回したるに拘らず其  
の責任を吾等に轉嫁する如きは  
果して一道長官の公正なる態度  
と云ひ得べきや要するに吾等を  
道政の圈外に驅逐せんが爲め制  
度の缺陷を稱とし事實にあらざ  
る理由を強ひて附會したるに外  
ならずと斷言するなり故に道地  
方費令第十四條を吾等の行動に  
適用したるが如きは以上の事實  
に徴し専ら感情に出てたる不當  
の處置と云はざる可らず

然れども我等は解免せられたる  
を毫も遺憾とせざるのみか寧ろ  
制度缺陷の犠牲として大に覺悟  
する所あり但我が子弟の教育施  
設は二百萬道民の努力に俟つの  
み

# 某消息通語る

右解免道評議員の聲明書を見て某  
消息通は左の如く誤を指摘してゐ  
る  
全部とは言はないがこの聲明は  
牽強附會の點が多いかゝる聲明  
がの少くとも事情にうとい一部  
人々に信ぜらるるに到ることは  
慶南道當局に取つて氣の毒なこ  
とであるかゝる聲明をなし一人  
よがりを言つてゐるが若し事の  
真相を公表されたら全く立場を  
失ふ評議員を生ずることを私は  
知つてゐる、聲明書中結束して  
事をかまへた、事實なしと強辯  
てゐるが結果の事實は十分ある  
しこれに對しては事實を指摘す  
ることも出来る、又豫算返上の  
決議が豫算審議を拒否したもので  
ないといふ解釋はどうしても  
生れない、假りに評議員が言ふ  
如く豫算案の返上が道の考慮を  
促し、道をして教育方針を樹直  
さしめ再諮問を要望したものと  
しても問題の一面一校は道の豫  
算とは全然無關係なことである  
その關係のないものに對し道豫  
算の編成替を要求するが如きこ  
とは評議員の要求が餘りにも前  
軌を逸してゐると斷せざるを得  
ない、何れにしてもこの聲明書  
は事後の結果に鑑み極めてなま  
のと見るより外ない

昭和四年三月十一日  
慶尚南道被解免道評議員  
鄭震基外十三名

普通學校校長に

# 鮮人を登用せよ

お土産案ににぎはふた

## 慶北道評議會

報 民 4.3.14

十二日午後の

十二日(第七日)午後二時五十分議長三度開會を宣し非議各議員は次の如く意見の陳述をした

吳熙台氏(英陽) 道または郡が主体となつて旱害による貧民の救済會を組織し同時に普通學校の授業料を半減または全免したいと説き進んで普通學校長に鮮人教員を任命の件、安東高普、盈徳、英陽間道路速成を希望する

金秉圭氏(義城) 教育問題生爾自由販賣、堆肥の奨励、副業問題、區長の有給制、義政の旱害救済、安溪、善山、多仁洛東間、義城、軍威間等の道路改修、丹密面砂防工事等につき長廣舌を振ひ

李潤大氏(奉化) 普通學校授業料の免除、安東高等學校の設立から轉じて乃、安東間道路の速成及び乃、邑内の排水並に護岸工事、砂防工事その他につき微に入り細に亘り熱心に捲し立てると

鄭東深氏(議事進行) 希望し議長、個々の小問題は書類で提出された

い」と注意する

李宜錡氏(安東) 安東高等普通學校設立につき安、郡外六郡の聯合で現金十七萬圓とその他、附の申込が多々あることを述べて速成を希望し、旱害救済資金、旱害罹災民子弟の授業料免除を希望す

奥野源治郎氏(漆谷) 若木水利組その他について旱害救済の意味、一日も早く認可されたいと詳述し、更に尙曲に自動車問題について民衆の追迫の事實を述べた

日浦廣治君(永川) 従来地、附加税に對しては正確を欠くものあり理在、村經濟の實際に鑑み公正に對當して頂きたい、次に

本道總紙の原料は年額四十五萬圓を突破し、臨北主要物産の一であり、毎、格の植栽数は百萬本を超過せんとする現狀にあるが、これらの總計は在來種のみである、何とかして内地種の移植を奨励して頂きたい、尙永川郡安康には穀物検査所がなく一般農民は非常に不便を感じてゐる、これも米穀に於て是非實現させて頂きたい

崔錫煥君(慶州) 本道に於ける一二等道路は當局の盡力による、遺憾なきまでに完成をみる

に至つたが續つて現在、等外道路狀態はと云ふに全く顧みられざる狀態である農村開發の重大使命を有する等外道路を今少し改良して頂きたい近時彩色を通じて入學難の聲を聞くが當慶山もその例に漏れない、慶山は慶北に於ける農業の中心地であるから是非とも農業學校の建設が必要であり教育期成會の手によつて既に四五萬圓の基金が出来てゐるから何とか考慮願ひたい又黨共同販賣所の設置も必要である

伊藤吉三郎君(大邱) ありません  
鄭雲外君(高靈) ありません  
臨口牛君(大邱) 意見なし

# 斷髮令を出せ

ちよん番は時代錯誤

沈相光君(留松) 本郡は六  
萬の人口を有し米穀年收は一  
萬石を突破し且其他煙草、養蠶  
等の副産物も非常に豊富である  
が交通不便のため他郡に比して  
非常に文化が遅れて居る、農村  
開墾のため是非とも道路網の  
完成を願ひたい——又本郡には  
未だにチヨン番が纏んで居る者  
が多いが、これは時代錯誤と  
だしいと思ふ(一同哄笑)それ

で一部の反対があつても断髮令若  
くは總督府令として断髮令を出  
して貰ひたいと思ふ、又總督府  
の普通教育擴張案には吾々一同  
感謝してゐるが朝鮮人子弟の教  
育には是非とも華人校長の採用  
をお願ひする、次に郡守更迭の  
際はその地方に殘籍のない者を  
配置して貰きたい(一同拍手)  
時に午後四時四十五分、議長閉  
會を宣す

# 解免議員

## 聲明書發表

道内有志及び

新聞通信社へ

先般の道評議會で普通學校費問題  
で豫算返上の擧に出でた結果道當  
局から地方費令第十四條を適用さ  
れて解免となつた評議員の重なる  
各新聞社並びに道内有志の下に配  
布する事とした模様である

### 道民に

## 事情を釋明

### 道評議員解免

ハンフレット配布

須藤本道知事は先般道評議會を閉  
會し且つ豫算案に反對した議員十  
四名を解免した件に關し別項の如  
く議員側でも聲明書を發表せる様  
にあると、且つ一面には知る當然  
の措置として此の除道民に對し事  
情を釋明し置く必要ありとの見地  
からハンフレット三萬を印刷して  
配布すべく目下文案起草中にある  
が一兩日中に之を終了して直ちに  
印刷に附し茲四五日中に配布の運  
びに至らしい

# 慶南道評議員問題

## 遂に議會に提出さる

水

### 民政黨質問趣意書を提出す

【東京發電】朝鮮慶南道評議員  
 解任問題につき民政黨は朝鮮に  
 將來自治を許すか又は内地延長  
 主義をとるかの施政の根本方針  
 に關する重大問題なりとして重  
 視し十五日山道襄一氏の名をも  
 つて大要左の如き質問趣意書を  
 提出した

朝鮮慶尙南道評議員朝鮮人十  
 四名解免理由は本年度慶尙南  
 道豫算返附動議に賛成したこ  
 と並にこの動議に豫め同志を  
 糾合し議場を混亂に陥らす計  
 畫をなしたと云ふにあるが道  
 評議會はその設立趣旨が朝鮮  
 統治の根本に關係することを  
 もつて斯る場合は再議に附す

るか或ひは更に臨時評議會を  
 召集してその議事をすよめる  
 かの二者一をとり尙ほ肯ぜぬ  
 場合朝鮮地方費令第十四條を  
 適用して解免するが妥當であ  
 る現に昨年忠清南道に於て豫  
 算の一部を否決した場合に臨  
 時評議會を召集し圓滿解決を  
 みた先例あるに拘らず今回突  
 如解免の發令をなすが如き朝  
 鮮統治上至大なる悪影響を及  
 ぼすものであり或ひはこれが  
 導火線となり全朝鮮に亘り重  
 大なる事變を起すこと萬一に  
 もありとせば總督府の重大責  
 任なるのみならず朝鮮統治上  
 容易ならざるものあり總督府  
 はこれが善後の方法を探らね  
 ばならぬ政府の所見如何

4. 3. 17

朝

また其時期でない

司法官優遇は漸次行ふ

建白及質問に對する政府の答辯

【東京電話】民政黨の牧山耕蔵君等はさきに朝鮮國民協會の参政權附與に關する建白書に關する質問書並に朝鮮における司法官の待遇に關する質問書を衆議院に提出したが二十五日田中首相から左の如き答辯書を提出した

朝鮮國民協會の参政權附與に關する建白書に關する質問に對する答辯書

朝鮮においては今なほ完全なる地方自治制の確立を見るに至らず、自治的訓練においても缺くるところ少なからざるなど諸般の實情にかんがみ今直に衆議院議員選舉法を施行するのは時期に達せざるものと認む  
右答辯に及び候也

朝鮮における司法官の待遇に關する質問に對する答辯書

朝鮮における司法關係職員は大正十三年末の行政整理の際他の部門同様相當減員せられたるがその以後における取扱件數の増加に對しては關係職員の負擔輕減につき毎年考慮するところあり行、財整理後昭和四年度までの増員は判、檢事勅任六人、奏任十八人、書記三十一人を算す朝鮮において職員事務負擔割合が内地より大なるは獨り司法關係のみに非ず殆んどすべての部門にわたる狀況なれば今日直ちに司法職員のみ内地を標準として増員するが如きは困難なり朝鮮における内地人奏任判、檢事の平均俸給は三千百圓（加俸を含み四千三百四十圓）にして内地における奏任判、檢事平均俸給は三千百二十圓なれば今日俸給定率増額はその必要なきものと認む、但し判任官など比較

的下級吏員の待遇改善は漸を逐うて實現を期する方針のもとにこれが所要の經費の一部は昭和四年度豫算に計上せり、地方法院長および檢事正の勅任昇格については法院所在地取扱件數など各般の事情を斟酌し必要と認むる範圍においてこれが實現を期すことにし所要經費は昭和四年度豫算に計上せり  
右答辯に及び候也

四月一日より着手し私設、共用、専用の各機千五百にわたるもので計器は大坂の旭式で經費一萬八千圓取付費用一萬二千餘圓の見込である、五月末までには完了するのでその際には約三割方の節水が出来るので節水の愛目をのがれることが出来るわけである、六月一日より使用料を改正し減額する豫定である

P.

# 植民地扱に反対し

## 朝鮮融和を至難と見る

有力者の方針に變化を來さんとし  
總督府はこの點を非常に注視す

4. 4. 20

【京城】拓殖省設置反対に敢然起つた國民協會および同民會は更に同志を糾合してあくまで目的の貫徹を圖らんと朝鮮貴族團および中樞院議員團方面に對して勸説を開始したこれに對し兩團體でも内心共鳴はしてゐるものゝ四圍の事情から表面上立つことを差し控へ傍觀的態度を執つて自重してゐる、これ等内鮮融和團體は今日まで内鮮融和派からの壓迫を忍んで内

鮮融和のために運動を續けて來たので今更朝鮮を植民地扱ひにすることは融和連綿の根本に反するものとしことゝに至つては内鮮融和も至難なりとしてすでに解散または撤退の意をさへ明かにするに至つた、これ等有力な内鮮融和派がこれを一轉機として従來の方針に一變化を來さんとする傾向に對し總督府では慎重にその成行を注視してゐる

### 甲子クラブも

## 反対に決し

中央要路に對して  
反對決議文を打電

【京城】拓殖省問題についてつとめて自重の態度をとつてゐた甲子クラブでは事こゝに至つては沈黙すべきにあらずとして十八日幹事會を開催の結果拓殖省の設置には内、鮮人一致して反對することを協議したクラブでは二十日京城商業會議所で緊急總會開催の上反對の決議を中央要路に打電した

拓殖省設置は

### 政府の方針

我輩は知らぬ  
總督言ひきる

【京城】拓殖省問題が内鮮融和の間に俄然沸騰し事態は甚だ憂慮すべきこととなつたが、この問題について朝鮮總督としての意見を求むべく山梨總督を訪ねたが拓殖省問題については面會の要なしと拒絶し長谷川御用掛を通じて「拓殖省の設置は中央政府の案で俺がかれこれいへるもんでない」と體よくいひのけた

有力者が提携し

# 大々的に反対

## 拓殖省新設問題につき 甲子俱樂部の態度決る

4. 4. 21

【京城】拓殖省反対はいまや全鮮的の聲となつて各方面に非常な衝動を興へつゝある、問題勃發以來敢然として反対を表明した同民會、續いて起つた國民協會さらに甲子俱樂部の三團體は近く聯合總會を開催してあくまで反対の氣勢をあげることにまつた

と認め絶対反対す

加盟勧誘を

### 拒絶す

朝鮮貴族會は  
自重にきまる

### 拓殖省問題の

打合を行ふ

儒林團幹部が

これよりさき内鮮有力者をもつて組織せる唯一の政治團體甲子俱樂部では二十日午前十時半京城社會館で緊急總會を開催、出席者渡邊商業會議所會頭、金國民協會々長、甲子同民會々長ら二十五名、鈴木氏議長席に着き開會を宣す、問題が問題だけに議論は極度に緊張した、野田池田、渡邊兩氏の同民會脱退者の態度を遺憾とし、これが脱退理由をもつてこの運動に相提並べんことをのべたるに對し同民會更常任幹事は言々句々血の出るやうな表情をのべ、舌鋒鋭く反対理由を述べて滿腹を傾かせ、最後に内地人の朝鮮人差別待遇の實例をあげて内地人出席者の膽を冷してこれにこたへ、續いて高橋氏は同民會脱退者の心情に同情を表し、最後に甲子俱樂部、國民協會と一致して運動をともしせんことを提議し、滿腹異議なく賛成、かくて渡邊氏の提案で決議文を作成、直にこれを内閣總理大臣、樞密院議長に通達することに可決して正午すぎ散會した

【京城】朝鮮貴族會では十九日午後三時半から京城貴族會で定時總會を開催、出席貴族朴汝孝侯外十氏で本年度豫算ならびに前年度決算を可決した後國民協會、同民會甲子俱樂部からの拓殖省設置反対

【京城】中樞院議員が組織する朝鮮儒林團の大聖院では二十日正午から都京洞本部において幹部會を開催し、總務部長金彰漢氏外十三名會同、拓殖省問題につき打合せを行つた

### 決議

朝鮮を拓殖省の所管に屬せしむるは内地延長主義に反するもの

# 思想問題取締の

## 報告詳細をきはめ

### 大 劈頭から異常に緊張す

#### 各道警察部長會議ひらかる

5.14

【京城】道知事會議の後を受けて警察部長會議は十三日から左の日程により總督府第一會議室で淺利警察局長統裁のもとに開催された

十三日總督訓示、檢事長訓示、警務局長演旨、管内状況報告、十四日指示注意事項、諮問事項、十五日各局部署意見、道意見、および希望事項、十六日事務打合

會議初日十三日は午前九時から開始、劈頭山梨總督ら別項の訓示あり終つて中村檢事長の訓示に續いて淺利警察局長の講演があつて午

前の日程を終へ、午後一時から各道の管内状況報告が行はれた殊に昨年中全鮮各道で數次檢舉された某重大事件は朝鮮治安上の大問題であるところから各警察部長の報

告もこれに關しては特に説明詳細を極め各自得たところの知識を交換するに努めた、劈頭田中京畿道

警察部長は昨年度中に數次にあつて檢舉した某結社の重大事件に關し發覺の踪緒、關係者の行動、

鮮内外の連絡状況、細胞團體の組織、宣傳方法等にわたつて漏れなく報告し、ついで學生の結社事件に關し彼等の結社の経緯、宣傳方法、學生の思想感化に關しても述べた、引續き各道警察部長も某重大事件に關する檢舉報告と思想運動者の取締状況を報告したが慶北

河野警察部長は大邱の學生秘密結社の模様を、咸南警察部長は元山爭議と労働運動の進展状況を特に詳細に述べた模様である、かくて會議は異常に緊張して午後四時第

一日を終つた

### 總督の訓示

輒近世相ますく複雑に趨き事務多岐に涉り警察力の充實を要するや切なり、一般思潮の趨向を察するに在來の不穩思想は輒近勃興せる思想運動と合流し稍もすれば施政に反抗的氣勢を誘發せんとしつゝあり、培界の匪賊は僅かに餘喘を保つに過ぎざるも何時鮮内に潛入して不測の事態を惹起するやも測り難く、各位は部下を督勵し思想の善導治安の維持に細心の努力を拂はんことを期すべし、また出版物はますくその數を増し社會組織を動搖せんとするもの、統治の根幹を危うせんとするもの相當多數に上り、これが取締りに關し萬遺憾なきを期するべし

# 版拓務省と朝鮮について 毎朝 關係方面の意見

25

【京城】樞密院と政府との間にいろいろ風雲を捲き起こした拓殖省問題も樞密院が名づけ親で拓殖省は拓務省となり、總督府官制三條は改正せず現状通りに朝鮮總督が首相を経て、奏をなし裁可を受けるとなり、朝鮮を重要視する意味で同省大臣官房に朝鮮部を新設し、同部長には同省の事務次官が兼務を見るところとなつてまづ納まつた、右につき關係方面の意見を聞くと左の如くである

## 草間財務局長

朝鮮總督府豫算は、大藏省の所管から離れて拓務省の所管に入る見込である、現在總督府豫算は拓殖局を經由して大藏大臣は所管の豫算大臣と、國庫大臣として二方面から査定するか、拓務省新設後は同省から直に大藏省に廻付されるから豫算通過はこれまでより少しく容易になる見込である、もし拓相が余り豫算に容喩すれば却つて現在より悪い結果を招來すると思ふ、要するに同省の新設可否はこれを運用する人の問題に歸結すると思ふ

## 國民協會會長

### 金明濬氏

われは東上して拓とか殖とかいふ省名をつけて朝鮮を植民地扱ひにすることに極力反對したが、新省名が拓務省と決定し

たと聞き失望してゐる、だが、台灣、カラフト、南洋、關東洲

と異つて朝鮮の權利、利益を尊重するため特に大臣官房に朝鮮部を新設することとなつたことは双手を擧げて賛成する、朝鮮を植民地扱ひすることには反對だが、主管大臣が朝鮮のことを閣議で發言することには賛成だ、總督府官制三條に拓相によりの字句を削除するとなつたさうだが、これには余り賛意を表することを得ぬ、われは内地延長主義により朝鮮が結局は内地各省の所管に移ることを希望してゐるので、朝鮮總督がいつまでも絶大の權限を握つて内地の行政權から離れることは考へものだ、拓務省が新設になれば朝鮮事情に精通した者が同省の要部を占めるとを熱望してゐる

等の打合せをした

# 同民會の

## 朝鮮側幹部復歸

八日食道園に於る

兩派側幹部懇談會

7.10 日

この拓務省設置問題に關聯して、同民會を脱退したる、同會幹部朴榮苗氏等は、脱退同會朝鮮側幹部等なる一團を組織し、同民會、國民協會との六團體を提議して、朴氏外二代表者は上京して、朝鮮に對中央政府の施政方法に反對の表明し、朝鮮における内政

手に保留したるまゝになりたるを以て、數日前、朴氏等と浦原氏との間の交渉にて一切を水に流し、双方共無條件にて何のゴダハリもなく元々通り復歸することとなつた。よつて昨八日午後六時から食道園にて、同民會幹部および脱退幹部朴榮苗氏をはじめ一同の懇談會を催し、晩餐を共にして和氣あいあいたる中に互ひに隔意なく胸襟を開いて懇談をかされたのであるが、席上海邊正一郎氏は、大要左の如く挨拶をした。

今夜、かく一堂に諸君と會談することは實に欣快の至りで、同民會の將來のために、誠に幸慶に堪へぬ次第であるが、私はさきに拓務省問題のために一時本會を離られた諸君は、あの一事を以て大なる僥倖となし、今は如何なることがあつても、再びあんな職を履むやうなことなく、何處までも互に協心協力して本會の使命を全ふし、鮮内同胞の幸福と、東洋平和のため努力したいと思ふ。云々

その趣旨の挨拶あり、渡邊氏は再びたつて拓務省問題に對し、氏が東京における活動について詳細なる回顧的談話をなし、その他、會員二三の談話あり、互ひに打解けて懇談をまじへ、最後一同撮影のレンズに入り、後九時散會。

心の眞意のあるところを陳明して、當路者および在野有力者間の了解につとめ、過般來歴次報告したる如き結果を得て、いまつ本問題も終了したるを以て、朝鮮側外同會の解散をなすと共に、より復歸の相談あり、同民會において、は當班より同幹部の脱退を正式に受理することなく、浦原部長の

次に朴榮苗氏は起つて、自分達が、拓務省問題のために突然同民會を連袂脱退したのは、聊か穩當を缺くの嫌があつたのである。私共は當時、同問題のために餘に昂奮し、熱中して前

P

日本人官吏의 加俸을 全廢하

라 16

이 지음 民政黨內閣의 新財政 緊縮政策과 아울러 朝鮮에 補助 事業의 中止, 新規事業의 延期 等 著著 緊縮政策이 實現되던 時에 이 根本的으로 不合理한 加俸問題에도 減額問題가 일어 난다. 約一割을 減하야 百萬圓의 節約을 圖한다 하는바 이것으로 規事業을 延期하고 補助金을 中 止하는 이관 無用한 支辦一千萬 圓에서 不過一割의 減下를 한다 하는 것은 絕對不足하다. 朝鮮에 時急한 教育普及問題, 小商農 保護問題, 細民救濟問題, 火田 民救濟問題等 擴張又是 新規事 業을 必要로 하여 不少하다 하겠 다. 이것을 遷延又是 中止하는 것은 絕對不可한事實로 空然히 一千萬圓가튼 當初부터 不合理 한 制度를 存續한다 하는 것은 絕對不可하니 이 百萬圓이라 하는 至極少額의 削減을 圖謀하 말고 外貸이 그 全部를 廢止 드록함이 可하다 한다. 이것 財政緊縮政策의 一助가 될 것 勿論 現在 朝鮮人과 日本人과 露骨의 差別을 削去하는 一部分 手段도 될 것이다.

朝鮮에 있는 日本人가운데 加 장露骨의 裁減을 待望하는 자를 의한다. 日本에서 來한 것은 單 純한 理由下의 加俸支給을 받는 官吏이다. 等가튼 官吏인 만 一 輩의 女海를 渡來했다. 理由下 에 六割, 七割의 加俸을 받는 것 이 日本人官吏의 朝鮮에 在職한 特典이다. 仔細히 말하면 京城 以南在職 日本人官吏는 判任官 은 六割, 高等官은 五割을, 京 城以北在職 日本人官吏는 判任 官七割, 高等官六割의 加俸을 받 는다. 이와 가리하여 그 總額에 있어서 는 總額이 全朝鮮 俸給豫算二千萬圓中 그 半分인 一千萬圓을 占한다. 全俸給額 의 半分을 日本外移來한 少數의 日本人官吏가 이것을 받는 것이 였. 爾餘一千萬圓도 朝鮮人官 吏가 少數의 日本人官吏와 同列 俸給으로 받되 朝鮮人의 日本人 의 數分의 一밖에 못 받는 것이다.

가튼 官吏의 몸으로서 高級의 地位를 占할 수 있는 것이 朝鮮人 官吏의 現狀이 아니라 此外에도 加俸制度를 設定하여 經濟上 差別을 實際上 社會的 差別로 만들 게 하는 것도 不合理至極한 朝 鮮의 現狀을 말하는 것이다. 當局 이 如何한 辯舌을 다하야 그 存在 의 理由를 說明하나 畢竟은 朝鮮 人과 日本人과의 根本的 差別을 말하는 외에 아무 効力이 없을 것 이오 勿論하라고도 努力하는 것 것지도 안느모양이다. 다시 말하 거니와 當局은 무슨 理由로 이 가튼 差別的 制度를 存置하라고 노 리하는가 가튼 加俸制度를 日本 在職 朝鮮人 官吏에도 適用되 지안 는가 하고, 그러나 이 가튼 詭辯的 戲弄은 街童走卒도 미치지 않을 勿

# 大和民族の精神的荒廢 (四)

京城

9.

草莽學人

## 官界の諸士に警告す (一)

民地の官吏は、土着原住民の模範であらねばならぬ。樺太、滿洲に於ける吏役は、果して時務と徳に於て、模範たり得つゝあるであらうか。

留し或は投獄し、其の審理の間に收賄し、其の多寡に依て之を左右し、生民をして冤罪と誅求に泣かしめて居つた。



鮮は、韓之を植民地とばかりは、一千七百萬の住民の模範として立たねならぬ。我大小の官人諸君、果して其の模範たり得、あるであらうか。

韓國の荒廢したる最大原因は、實に地方官の暴戾にありしことは言ふを俟たない。

然るに併合後總督府の設置せらるゝや、初代總督寺内伯は、此の弊を一舉に改革せんとし、新に官吏任用規定を制定し、試験制度を設けて、其の實力に應じて採用した。

地方郡守は、併合以後に於ても、依然として舊職員を其の儘存置した、加之其の選任に付ても、一般の任用令に依らず、相當の技能を有し、且つ成る可く國語を解する者の中より、採用することに定められた、而して判任官中よりも成績優良の者は、郡守に任用された。

此くて韓國時代の有名無實の官制と、其の任用方法は改正せられ、兩班たる民民たるに論なく、其の學識手腕に依りて、登用せらるゝことに爲つたので、久しく地平線下に埋没し、其の誅求と苛斂に泣きたる常民子弟は、勃然として奮起した。



國時代を回顧すれば、其官吏は一に苞苴の厚薄に於て、之を任用した。郡守の如き地方官は、其の買官の弊最も甚だしくなきも數千金多きは數萬を納れて、任地に就くのであつた。

然れども舊韓國政府が採用したる官吏は、一時其の儘採用することとし、他に詮衡の道無かりしを以て、原則として内鮮人の區別なく、奏任官は試補、判任官は見習より採用の制を定め、行政事務の見習を爲すこと二年以上に於て、初めて本官に任用された。

彼等の子弟は、學を修め業を習ひ、智能を啓發して、文官試験に及第し首性の俾はして、判任を爲り、更に進んで郡守を爲りし者は珍らしくはない。

此に於て、朝鮮社の氣風

一變し、四民平等、階級破の聲は、總督の諭告をたずして了解した、そして朝鮮民族の最大多數は、政の有難きに狂喜した。

して漸年新政の普及するに従ひ、地方官の人民に對する懇長は、昔日と異なり、懇求の聲は、一瀉千里勢を以て改革された、庶は此に於て始めて、新政眞意を諒解し、之を感した、是れ實に朝鮮官界大改革なりしと共に、朝社會の大革命であつた。

◆ 來つて各道の長官は、督の代官である、各郡の守は、長官の代官であらばならぬ、地方官の品位、直ちに總督の威信に關

し、總督の威信に關し、各郡局長の威信に關するは、言ふを俟たない。

寺内總督は、中央の施、壇場より、猛虎の吠ゆるが如く、官吏の行動に眼を光らしてゐた、地方官の緊張振は論ずる迄も無い。

◆ 寺内伯は常に地方長官に訓示して曰く、

「諸君は地方大小官員の模範である、帝國の仁政を普及し、總督府の威信を完ふする爲には、諸君の品位を高潔にせなければならぬ、絶へず道内の官員を戒飭し、之に訓示せよ」

寺内伯の訓示、寺内伯の緊張振は徹底して居つた、故

し、賄賂請托の惡風が、勃々として芽を吹き出して來た。

◆ 山梨總督に至り、政黨の起仆毎に、朝鮮總督や、政務總監が交迭し、追々大小の官吏まで安定し能はざるの狀態に一變しつゝ、あるとき山梨總督を圍繞せし、一二の不純分子が、賣官、利權獲得、收賄等の説傳はり、官界に捲らぐ惡風は、此の弊を露骨に助長した嫌ひがある。

◆ 此の時代に於ける、内地人官吏は、太小となく朝鮮人官吏の模範たる實を示して居つた、而して國民的道德は、朝鮮に於て最も其の向上を見せて居つた、我輩は寺内總督の爲人に因るであらうことを感激した。

然るに、寺内總督去りて、長谷川總督時代には、漸年其の緊張味を欠き、大正八年三月の騷擾動亂後、齋藤總督の文化政治十年間に於て、總督の寛容に馴れて、官界の人々は全く緊張味を失ひ、文弱苟合の風を助長

地方行政官廳の職員には、其の事實が往々に認め得らるゝことを悲まざるを得ない。

何故に、官吏の氣分が、左様に墮頹し、精神的に荒廢を來すであらうか、それは他に種々の原因はあらうが、現代の日本人が、自由主義より自然主義、歡樂主義に轉化しつゝあることが、其の主因ではなからうか。

自然主義、歡樂主義は、今や日本の社會相だ、英米佛の歡樂主義は、東洋の變哲學者老子の自然主義と混合して、日本の浮學者や文士は、率先して此の主義に囚はれてゐる。



此等の弊は、それを以て人間の本性を發揮するのだと唱へて居る、蟻の甘きに集まり、水の低きに奔ふが如く、勞よりは逸、苦よりは樂に傾はんとするのは人間の人情乎、共產主義も詮じ詰むれば其處ら逸りから來る。取賄も横領も詮じ詰むれば其處ら逸りから芽を吹き出す。

が現今朝鮮官界の弊風たる取賄とか、官金横領とかいふやつは、別に卑近の一思想を見通がすことは出來ないそれは官吏の「不安定」といふことが、當面其の因を成して居る。



去歲、故下岡政務總監は、財政緊縮の名の下に、行政

整理を斷行した、財政緊縮の爲に行ふ行政整理は、郡面の廢合や、吏務の緩急を視て、局課の併合を行ひ、

而して無吏才の吏員を淘汰く公平無私の人間であればする、と云ふことにならぬ。決して心配は無いが、さうければならぬ。

然るに下岡總監は、只漫然と安眠は出來なくて、一種と豫算の一割天引を地方廳の怪しき運動を開始する、に通達したり、人員の一割吏員の妻君までが其の運動を斷行したりした、吏員に飛び出すことは、決して淘汰するには、譬へ判任珍らしく無い。

雇員の階級でも、大根を切る様な譯にはゆくまい、比較的骨硬にして、吏才に長當に其の能力吏才を精査しじたるの評有る人が鹹首ならぬことは、勿論だ。



此の場合、其の才不才を見ることは、直接其の課長でお伺をせざる人で、之を露骨に言へば、査且の禮を欠ぎし失禮の硬骨漢に多かつた、現在では本府には、さういふ課長は無いが、當時には副官連の密會さへ備ふ

されて、糾弾しやうかさま  
し傳へられたり。

地方廳に於ても、行政整理

の裏面談を聞けば、大概本

心のそれと大同小異であつ

たらしい、爾來官界には、「然として一變した。」

たつ屬官を中心として、緊

張味を失つた、そして文弱

の風の風を助長し、賄賂請

は官民間にも行はるゝの

風が、勤々として芽を吹

出して來た。」

殆んき其の日暮し、其の増  
限りの風を助長し、何時ま  
で首が保てるか分らない状  
態に於て、獨身者は歡樂に  
耽り、非獨身者は生活問題  
の將來に杞憂して、一種の  
賄賂は上下官吏の間に行  
はれ、官民間に行はるゝ様  
になつた。」

◆

藤總督去り、湯淺總督去  
り、山梨總督來り、池上政

總監來るに及び、政黨の

「外毎に、朝鮮總督や、政

總監が交迭し、局部長よ

地方官まで、安定し能は

る状態に一變して來て以

、官吏の心理状態は、俄

之は行政整理より來る、淘

汰の公平無私を缺きしこと

の將來の不安さ、黨風の朝

鮮に搖らぎ來る弊害であら

ねばならぬ、淘汰の公平は

局課長や地方官の戒飭如何

に依りては、其の弊を防ぐ

ことは、決して困難ではな

い、が黨禍は之を防ぐこと

は至難だ。」

# 朝鮮に移動せる

## 大和民族の精神的荒廢 (五)

草莽學人

京城

9

### 官界の諸士に警告す (二)

内地の地方長官や、警察部長級は、内閣の交迭毎に交迭して居る、短かきは一年永きも三年とは保てない、高等浪人の惨めさは、世上周知の事實だ。

朝鮮に在勤せる官吏は、從來此の點は安心だつた、初代總督寺内伯時代より、齋藤總督時代約十五年間は、朝鮮の統治圈内には、黨人は禁物であつた。

秩序的に整理し、秩序的に發展しつゝ、ある朝鮮に、黨人に交ぜつ代へされることなく、大小の官吏は安定して、朝鮮統治に奮勵して居つた、朝鮮が始政二十一年にして、今日の如き整理發展を遂げ得たことは、洵に異數であつて、それは中外の等しく認むる所である。然るに、山梨總督に至り、黨風朝鮮に搖らぎ、政黨の一介一起に依り朝鮮總督や政務總監が交迭するの情勢を示したので、朝鮮在勤の官吏が、總督總監の交迭毎に、不安の状態にあるは、

蓋し無理も無い話だ、要は安定せざる所に、贈收賄が縦横巧妙に行はれる。

近頃金〇〇君と曰ふ人が、永年の郡守勤めより罷めて京城に歸つて居る、其の人は舊韓國時代には、硬直清廉の關へ高き其廳の高官であつた。

其の人の歸來談を聴くに、今日の官界はお話にならぬ、或意味に於て韓國時代に逆轉しつゝ、ある、それは官吏の操行に於て然りである、其の一例を擧ぐれば、曾て〇〇に一人有り、其の人洋行を命ぜられしとき、某地より一人の鮮人青年を勸めて洋行に同伴した。

其の青年の父君は、某地の富豪であつたが、某官は本府より支出すり洋行費では足りぬとありて、一萬五千金を其の富豪に借用した、が別に借用證の一本這入て居るではなし、歸つて來ても別に返さるゝもせぬ、分賃、嗚呼告の内地人、女は、朝

した富豪も別に其の金を取返さうとは考へてゐなかつた。

然し大金の借りつ放して何の世話も出來ないことあつては、相濟じまい、そこで其の代償かは知らぬが、京畿道以西の某地に於て、數百町歩の未墾地を認可の手續をして貰つた、是等は巧妙な金儲けではありませんか。

此の他、中樞院參議〇〇〇、參興官〇〇〇、郡守〇〇〇、道廳府廳では土木係の收賄、稅務係の收賄、郡廳の勸業係、稅務係、數へ來れば、百鬼夜行の状態です。

それは内地人官吏ばかりではあるまい朝鮮人官吏もやつて居るであらう。

昔の内地人官吏と、今の内地人官吏を比ぶれば、一粒も劣つてゐるが、品性が全く零です、何ふしてこんな工合に役人の根性が腐つて往くのでせうか。

赤面筆極の話を聞くもの哉、嗚呼告の内地人、女は、朝

大和民族の尊厳であつた、  
其の指導者としての、體面  
と力量とを保持して居つた  
今は反て被指導者たりし人  
達に、侮辱と嘲笑を以て迎  
へられて居る、何ぞ曰ふ大  
和魂の姿だ。

金君の話として此に掲ぐる  
所のものは只だ其の片鱗で

ある、まだまだ色々の賄賂士は食はねぎ高揚子てふ氣  
沙汰を聴かされてゐる、そ  
れが悉く事實であらうとは  
信じないが、若し不幸にし  
ても無からぬばならぬ。

て之が事實でありせば、一  
實に容易ならぬ問題で、我  
統治史上拭ふ可からざる汚  
辱であらねばならぬ。

大和民族の大和魂と曰ふの  
は、決して兵戦に勝たず所  
のものは、みを言ふので無  
平時に於ては清廉潔白、武

を履行されて、而して官吏  
の倫理化を圖らるゝこと、  
一面一校の成案を撤廢され  
て産業政策より來る、貧民  
の救済を策劃されること  
統治上方今の急務とせられ  
なければならぬ。

濱口首相が、朝鮮總督を黨  
人に擬せずして、齋藤子  
を深く感じた結果であら  
う、否西園寺老公や牧野子  
等が、有力なる意見を吐露  
せられたることは、我輩深  
く之を信すべき理由がある  
朝鮮統治には、黨人の徘徊  
を許さない、と曰ふ現象を  
見ることが出來たことは、

官吏に賄賂の傳説は、詐  
欺、横領、官金費消の數々  
が、逐年増加し來れるは、  
決して盛世の氣象でない。  
惟ふに、我輩總督は、賢  
明にして總政主義の政治家  
だ。然し從來の如く、總政  
主義の一天張ではいかん、  
一年半後の今日では、官界  
の綱紀が著しく弛緩し、官  
吏は著しく腐敗して來て居

此の機會に於て、大小の官吏に肅清の震動は免かれまい、而して後來の所のものが、光風霽月の天地である官界の諸士は安定して清廉の美風を涵養し、我統治に貢獻し、盛世の一員として奮勵せなければならぬ。

更に我輩は此の機會に總督總監に一言を呈する、元來我地方邊陲の官吏は、我移住植民の先驅者である、天南地北、開地未開地を問はず、家族を提げて在勤し、凡ゆる生活上の不自由を嘗め、多年一日住民と情を同ふし、境を同ふし社交を開大し、同化に裨補して居る此の点に於ては、總督、總

監や、地方の長官は、大に心してやらねばならぬ、從來屬官級は、昇級も鈍い、一賞與も少ない、地方邊陲の屬官等は、此の點には大に度外視されて居る中央、所謂お膝元に居る者も、地方に居る者とは、數年にして大に懸隔が生じて來る。

かう曰ふ點に於て、氣骨有る地方の官吏には、不平が蔚然と起つて居る、早く官界の足を洗はう、と曰ふ念が、行住座臥の間にも萌して居る。

齋藤總督が官界の綱紀肅清を行ふ一刹那に於て、是等の點に於ても、官吏の精神的荒廢と因縁あることを見通がしてはならぬ。

彼の英國政府が、植民地の官吏に對するや、政治的任命に依りて就職したる官吏の外は、永く其の地に在勤せしめて、容易に交迭をせない、官吏をして其の地に永住せしめて、其の老朽職を去らしむるに當りても、種々の便宜を興へ、永住の策を講じて呉れる、英國が植民地成功の一面の原因はそれである。

然し、我朝鮮に在勤せる大學出の官吏や、文官試験に登第せし官吏に、永住的在勤を望むは無理の証文であることは知てゐる、何となれば、彼等は過去十幾年間苦楚慘憺せる素養と官吏として榮達の資格を以て、いつ迄も朝鮮に釘付にして置く譯にまゆくまい。

彼等は、官吏として榮達を

知し、朝鮮に來るまでの大體は昇進發展の途徑とし、或は一時の方便として來れる者、其の榮達を追ふて、中央内地に轉出することは勿論であらう、此く言へば朝鮮は、官吏の一時手習場所ぢやないかと言ふ人もあらうが、内鮮の民度と政治狀態を見れば、手習場所でも結構だ。」

故に我輩が茲に官吏の永住を論ずるは、是等將來有り榮達の見込有る能吏を言ふに非ずして、官吏として榮達の資格無き者、乃ち大部分の腐官級を曰ふのである彼等は、多年朝鮮に在勤して、朝鮮の事情に通じ、朝鮮人に密接社交し、朝鮮人の性格を知り、其の風俗習

慣を知て居る、故に彼等は五年十年廿年と、過ぎ去る年月の間に於て、内鮮同化に補ふ程度は、敢て利を漁りて漫然來住したる商工民とは、自ら其の擧を異にして居る。」

或は老朽退職せる官吏であつても、歸國するの已むを得ざるに至らしめず、留まりて永住せしむるの方便を講じ呉れることは、朝鮮統治上策の得たる者であらう司法官は、還曆まで其の身分を確保されて居る、我法治の發展は其の所以だ、行政官は餘程游泳術に長じてゐないし、何ふかするに首が飛ぶ、昇級時に收賄贈賄が行はれ易きも其の所以だ要は、官吏をして不安定の境地に置くことが一番宜しくない、總督が、被治者に

時折諭告を發せられることも宜しいが、此の際は、官吏にも嚴然たる諭告を發せられる必要がありはせぬか。昇級の一番鈍き警察官や、學校教員や、地方邊陲の腐官なき特に心して賞いたひ而して退職退官に際しては可及的便宜を圖り、第二の故郷たる朝鮮に安定せしむることに依りて、我朝鮮統治は有終の美を濟すことが出來やう。」

# 統治方針に

1

## 鮮人の叫び

10.

### 鄭道評議員の建議

評議員鄭世胤氏は今回の松田拓相來壤に際し氏はホテルに於て大臣との會見を求め左の如き意見を述ぶる處があつた

#### 一、内鮮差別の撤廢

(イ) 中等學校以上の内鮮共學

(ロ) 官吏の待遇を同一にし優秀のものは此れを拔擢すること

#### 二、中樞院の改善

現在の中樞院は養老院で何等の意義がない、此れを改善するか廢止するか、二者其の一を選ぶが好い

#### 三、植民地扱を改むること

#### 四、高等の教育を受けたものをして就職の道を與ふること

現在、朝鮮人にして大學、専門學校を卒業し何等就職の口なく所謂高等遊民として遊んでゐる、思想の悪化は多く此等の徒から發する

# 朝鮮労働組合と

## 新相愛會大立廻り

### 川崎騷擾事件公判日に

(東京) 春の川崎における大喧嘩以來反目を増し、朝鮮労働組合と相愛會の兩派は四日午後一時より横濱地方裁判所で右川崎騷擾事件被告三十七名の公判が開かれるとまた、此こでも衝突し、定刻前より組合側は裁判所前の控へ室内に二百數十名集合相愛會側を待ち伏せて同所入口や検事局前下で大立廻りをなしたので飯塚高検事は計画的暴動と見做し各署を總動員して檢擧の命を出した結果組合側計二百餘名檢束された公判は午後五時半休憩し七時半無事終つたが検事局での暴行事件は今回が最初であると